



防災・救急



防災・救急

1 家族で防災会議を開こう

月に一回、家族そろって防災会議を開き、実際に地震や大雨が発生したときを想定して、災害から身を守る方法を話し合っておきましょう。非常持出品や防災用具の点検も定期的に行うことが大切です。

▶ 防災会議のテーマ

Point 1

家族一人ひとりの役割分担を決める

- 日常の防災対策の役割と、災害発生時の役割を決めておきます。
- 高齢者や障がい者などがある家庭では、支援者を決めましょう。

Point 2

防災用具をチェックする

- 消火器や救急箱の置き場を確認します。
- 消火器の使い方、応急手当の方法を覚えておきましょう。

Point 3

避難経路を確認する

- 地域の避難場所を確認します。避難経路は一つではなく複数決めておきましょう。
- 市が作成しているハザードマップでの確認も有効です。
- できれば休日などを利用して家族で避難経路や避難場所の下見をしましょう。

Point 4

危険箇所をチェックする

- 家の内外に危険箇所がないかどうかチェックします。
- 危ない場所は、修理や補強について話し合しましょう。

Point 5

連絡方法を確認する

- 家族が離れ離れになったときの連絡方法を決めておきましょう。
- 災害用伝言板(web171)や災害用伝言ダイヤル「171」の使い方を確認。また災害地以外に住む親せきや知人を中継地点にして連絡をとるのも有効な手段です。

Point 6

非常持出品をチェックする

- 必要な品がそろっているか確認します。
- 定期的に保存状態や賞味期限を点検し、必要なら交換します。



2 風水害時の避難行動の確認

避難にはさまざまなパターンがあり、外に出るより自宅にいる方が安全な場合もあります。どこに避難するのか、避難先までの距離、どういった方法で避難するのかなどによって、避難行動を開始するタイミングを家族で決めておきましょう。

特に雨のピークが夜中の場合は、避難のタイミングが難しいです。逃げ遅れて被災してしまうことを防ぐためにも、明るいうちの事前避難を心がけてください。

また、自分の命を守るのは自分自身です。市からの避難情報を待たず、早めに避難してください。※天気は急変するため、避難情報は、警戒レベル1～5の順番で発令されるとは限りません。

警戒レベル	避難情報	とるべき行動
5	緊急安全確保	命を守る行動を！ 災害の危険が少ない場所へ
～警戒レベル4までに必ず避難!!～		
4	避難指示	危険な場所から 速やかに全員避難
3	高齢者等避難	避難に時間を要する 人は避難
2	大雨・洪水注意報 (気象庁)	自らの避難行動を 確認
1	早期注意報(気象庁)	災害への心構えを 高める

高
↑
危
険
度



防災・救急

避難情報発令時の 避難行動判定フロー

中津川市ハザードマップ
を確認しよう！



START

自宅がある場所は、ハザード
マップで色が塗られているか？

YES

災害の危険があるため、原則として安全な
場所への避難が必要

自身または一緒に避難する人は、避難に時間がかかる人
(高齢者・障がい者・乳幼児など)か？

YES

屋内安全確保ができる場所に住んでいて頼ることので
きる親戚や知人はいるか？

YES

警戒レベル3が出たら親
戚宅や知人宅などに避難

NO

警戒レベル3が出たら市
の開設する避難所に避難

NO

自宅に留まり安全を確保する(屋内安全確保)

※色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどに
住まいの方は、市からの情報を参考に、必要に応じて避難しましょう。

★土砂災害(特別)警戒区域に入っている場合は、立ち退き避難を優先

例外

土砂災害(特別)警戒区域外に自宅があり、浸水の危険が
ある場所であったとき、自宅に留まり安全を確保するこ
とも可能な場合もあります。

- 1 洪水により家屋が倒壊または崩落してしまうおそれの高い区
域の外側である場合。
- 2 浸水する深さよりも高い場所を確保でき、1階部分が鉄筋コン
クリート造の建物の場合。
- 3 浸水しても水が引くまで我慢できる、水・食料などの備えが3日
以上ある場合。

NO

屋内安全確保ができる場所に住んでいて頼ることので
きる親戚や知人はいるか？

YES

警戒レベル4が出たら親
戚宅や知人宅などに避難

NO

警戒レベル4が出たら市
の開設する避難所に避難

※地域の集会施設を避難先として開設している場合があります。地元の自主防災会長へ確認しましょう。

3 家の内外の安全対策(地震・台風・大雨に備えるチェックポイント)

家の中の安全対策



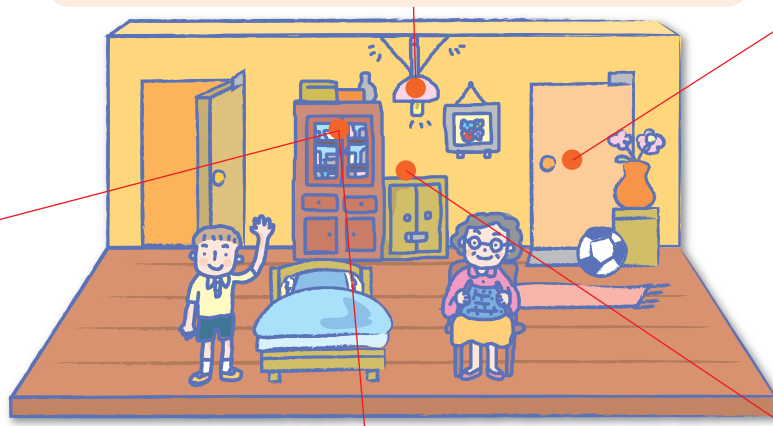
防災・救急

家の中に逃げ場となる、家具のない安全なスペースをつくる

タンス・本棚は
L字金具や支え棒
などで固定

寝室、子ども・高齢
者・病人のいる部屋
には家具を置かない

照明器具は
鎖と金具で数箇所留めて補強するなど、落下を防ぐ



出入り口や通路に
は物を置かない

テレビは
できるだけ低い位
置に置き、柱などに
金具でしっかりと
固定する
上には物を置かない

重い家具や背の高い家具は、固定器具や「耐震粘着
マット」などを利用して転倒を防ぐ

食器棚は
扉が開かないよう
に留め金をつける

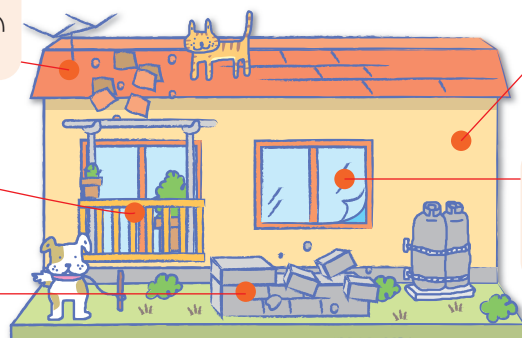
家の中の安全対策

屋根
瓦のひび、割れ、ずれ、はがれはないか。トタンのめくれ、はがれはないか。

ベランダ
鉢植えや物干し竿など飛散
の危険が高い物は室内へ。

ブロック塀
ひび割れや破損箇所はないか。

側溝
ゴミや土砂をとり除き、雨水の
排水をよくしておく。



外壁
モルタルの壁に亀裂はないか。板壁
に腐りや浮きはないか。プロパンガ
スのボンベは固定されているか。

窓ガラス
ひび割れ、窓枠のガタツキはないか。
また強風による飛来物などに備えて、
外側から板でふさぐなどの対処を。

雨どい・雨戸
雨どいに落ち葉や土砂が詰まっ
ていないか。継ぎ目のはずれや塗装の
剥がれ、腐食はないか。雨戸にガタ
ツキやゆるみはないか。



4 非常持出品

☑ 懐中電灯

できれば一人に一つ用意。予備の電池も忘れないように。

☑ 携帯ラジオ

小型で軽く、AMとFMの両方を聞けるものを用意。予備の電池は多めに。

☑ 貴重品

現金、預貯金通帳、印かん、健康保険証・住民票のコピーなど。現金は10円硬貨も（公衆電話の利用に便利）。

☑ 救急医薬品

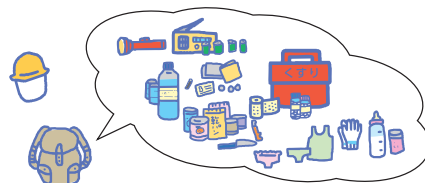
傷薬、ばんそうこう、解熱剤、カゼ薬、胃腸薬、目薬など。常備薬があれば忘れずに用意。

☑ 非常食・水

パンや缶詰など、火を通さずに食べられるものを。水はペットボトル入りが便利。乳幼児がいる場合には粉または液体ミルクも忘れずに。

☑ その他

携帯電話、ヘルメット（防災ずきん）、上着・下着、寝袋、座布団、タオル、軍手、紙の食器、ビニール袋、ティッシュ、食品用ラップフィルム、生理用品、紙おむつやほ乳びんなど。



5 避難するときは

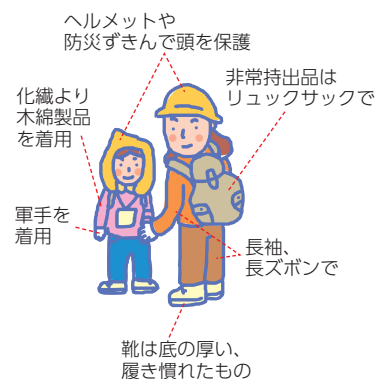
避難の心得9カ条

①	避難する前に、もう一度火元を確かめ、ブレーカーも切る。
②	ヘルメットや防災ずきんで頭を保護。
③	荷物は最小限に。
④	外出中の家族には連絡メモを。
⑤	避難は基本的に徒歩で。車やオートバイはなるべく使用しないようにしましょう。
⑥	お年寄りや子どもの手はしっかり握って。
⑦	隣近所に声をかけあって。
⑧	避難場所へ移動するとき、狭い道、塀ぎわ、川べりなどは避ける。
⑨	避難は事前に決めた避難場所へ。

避難するときの服装

避難するときのルール

避難するときは混乱防止のため決められたルールと秩序を守り、お互いに協力し合うことが大切です。とくに乳幼児、高齢者、病人、身体の不自由な人を安全に避難させるために日頃から十分な対策を立てておきましょう。また、災害時に車で避難すると、避難場所やその周辺が車で混雑し、かえって避難が遅れます。救護活動もできなくなってしまうので、自分の都合だけを考えた車での避難はなるべくやめましょう。



防災・救急

6 災害情報の入手先

気象情報

気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



岐阜県総合防災ポータルインターネット

<https://gifu-bousai.secure.force.com/>

中津川市防災気象情報インターネット

<http://www.micosfit.jp/nakatugawa-city/>



中津川市防災気象情報携帯サイト

<http://www.g2.ws001.squarestart.ne.jp/nakatsu/>



河川の水位情報

岐阜県川の防災情報インターネット

<http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>



川の水位情報インターネット

<https://k.river.go.jp/>

土砂災害危険度情報

ぎふ土砂災害警戒情報ポータルインターネット

<http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp>



ぎふ土砂災害警戒情報ポータル携帯サイト

<http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/h/>



防災行政無線

災害などの緊急時に、屋外に設置したスピーカーで市民の皆さんにサイレンや音声放送でお知らせするものです。

内容が聞き取れない場合は音声放送のテレホンサービスをご利用ください。☎0573-65-0370

市民安全情報ネットワークの登録方法

防災情報などのお知らせをメール・LINEで配信するシステムです。

受け取る情報は、選択することができます。

登録の方法

●メール

[t-nakatsugawa@sg-p.jp]に空メールを送付※

●LINE

[@gifunakatsu]でID検索

☆右の二次元コードからも登録できます。



次の情報を受け取ることができます

●防災情報

- ・緊急情報
- ・防災予防情報
- ・火災情報
- ・地震情報
- ・中津川市の警報情報
- ・中津川市の注意報情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・雨量情報
- ・水位情報

●生活安全情報

- ・不審者情報
- ・消費生活情報
- ・防犯情報
- ・行方不明情報
- ・クマなどの出没情報
- ・衛生環境情報
- ・リニア関連工事情報

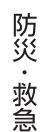
●地域情報

- ・暮らし情報(緊急)
- ・暮らし情報(一般)
- ・イベント情報
- ・選挙情報
- ・移住定住情報
- ・婚活情報
- ・子育て支援情報
- ・雇用・労働情報
- ・観光情報

※あらかじめ受信拒否設定をご確認ください。



中津・苗木・坂本・落合・阿木・神坂





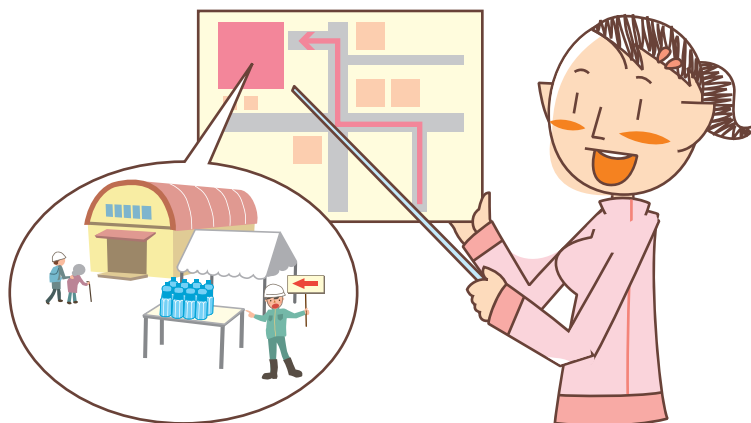
中津・苗木・坂本・落合・阿木・神坂避難所一覧

1	西小学校	駒場301-1
2	第一中学校	駒場1606-3
3	中津商業高等学校	駒場1646
4	サンライフ中津川 ^{※1}	手賀野172-1
5	サンライフ分館	手賀野172
6	東小学校	東宮町5-1
7	中津高等学校	中津川1088-2
8	中央公民館	本町2-3-25
9	南小学校	昭和町6-47
10	第二中学校	中津川2251-1
11	商工会議所ホール	かやの木町1-20
12	苗木小学校	苗木2083
13	苗木交流センター	苗木7516-1
14	苗木中学校	苗木2092
15	苗木トレーニングセンター ^{※2}	苗木4610-24
16	名古屋市中津川野外教育センター	苗木4827
17	坂本小学校	千旦林1460
18	坂本中学校	千旦林1386-1
19	中津川工業高等学校	千旦林1521-3
20	坂本北部体育館	千旦林1573-45
21	坂本公民館	千旦林1197-10
22	茄子川地域振興財団	茄子川1317-4
23	落合小学校	落合943-4
24	落合中学校	落合761-2
25	落合公民館	落合728-2

26	阿木小学校	阿木79-1
27	阿木中学校	阿木6006
28	阿木高等学校	阿木119
29	阿木交流センター	阿木27-1
30	神坂小学校	神坂1526-3
31	神坂中学校	神坂1526-3
32	地域活性化センター	神坂347-6
33	馬籠ふるさと学校	馬籠4797-230

※1:通称名。正式名称は中津川市サンライフ

※2:通称名。正式名称は中津川市トレーニングセンター



山口・坂下・川上避難所一覧

34	 山口小学校	山口1647-21
35	 山口公民館	山口1616-3
36	 坂下総合体育館	坂下1512-1
37	 坂下中学校	坂下1500-1
38	 坂下小学校	坂下2375
39	 坂下総合事務所第2庁舎	坂下1665-5
40	 坂下公民館	坂下820-1
41	 坂下高等学校	坂下624-1
42	 川上小学校	川上409-7
43	 せせらぎ会館	川上1433-2
44	 かたらいの里	川上1437-1



防災・救急

マークについて

 避難所(建物)



45		加子母B&G海洋センター	下呂市御厩野3015-102
46		加子母小学校	加子母2781-72
47		加子母中学校	加子母3357
48		加子母ふれあいコミュニティセンター	加子母3427-1
49		ふれあいのやかた かしも	加子母3890-3
50		付知北小学校	付知町3719-1
51		付知公民館	付知町4956-43
52		付知福祉センター	付知町5881-32
53		アートピア付知交芸プラザ	付知町4956-52
54		付知中学校	付知町5758
55		付知B&G海洋センター	付知町5692
56		花街道センター	付知町8581-1
57		付知南小学校	付知町10890

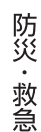
避難所(建物)



福岡・蛭川

福岡・蛭川避難所一覧

58		田瀬区民会館	田瀬1811
59		下野いきいき会館	下野1423-7
60		福岡中学校	福岡1-8
61		福岡小学校	福岡1-22
62		福岡総合事務所	福岡714-2
63		福岡区民会館	福岡699-1
64		高山区民会館	高山1286-76
65		蛭川中学校	蛭川1798-1
66		蛭川小学校	蛭川2298-1
67		蛭川公民館「蛭子座」	蛭川2198-1
68		蛭川福祉センターやすらぎ荘	蛭川4862-1
69		蛭川生きがいの家	蛭川4117-13





8 木造住宅の耐震診断事業(無料診断)のご案内

問 建築管理室

いつ起きてもおかしくない東海・東南海地震などの大規模地震に備え、木造住宅の耐震化を促進するため、岐阜県木造住宅耐震相談士を無料で派遣し、耐震診断を行います。
また、診断結果とともに補強工事費の概算額もお知らせいたします。

木造住宅耐震診断事業の対象となるのは次の①～③のすべてに該当する木造住宅の所有者が対象となります。

- ①昭和56年(1981年)5月31日以前に着工されたもの
- ②木造の一戸建て(特殊な工法ではないもの)
- ③延べ床面積の1/2以上の部分が、居住用のもの

上記の対象となる木造住宅の所有者の方が、耐震診断を申し込まれる場合は、「耐震診断申込書」を窓口へ提出してください。
(申込書は市役所建築管理室、総合事務所、地域事務所にあります。)

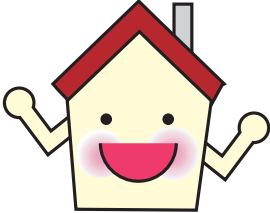
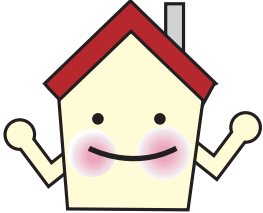
受け付けは土、日、祝日を除く8時30分から17時15分までの間です。

※申し込みは市役所、総合事務所または地域事務所の窓口へ提出してください。(電話、ファクス、インターネットなどによる申し込みはできません。)
※左記以外にも詳細な条件等がありますので、詳しくは建築管理室にお問い合わせください。
※受付件数には限りがありますので、予定数を超えた場合は、次年度以降になることがあります。
※耐震診断を実施したことにより補強工事を強制することはありませんが、地震被害を軽減するために耐震補強をお勧めします。

市のホームページで「わが家の耐震診断問診票」を紹介しています。耐震化の目安としてお気軽にお試しください。



「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法による判定

◎	○	△	×
評点1.5以上 倒壊しない	評点1.0以上1.5未満 一応倒壊しない	評点0.7以上1.0未満 倒壊する可能性がある	評点0.7未満 倒壊する可能性が高い
			

※建築基準法で想定する地震力に対して、倒壊の可能性を示します。

9 中津川市建築物等耐震化促進事業(耐震補強)のご案内

問 建築管理室

耐震診断の結果、補強が必要と判定され補強工事を行う場合に、工事費などの経費の一部が補助金として支払われる制度があります。

私たちが住む中津川市は、いつ起こってもおかしくないとされる東海地震に係る地震防災対策強化地域に県下で唯一指定を受けています。国の東海地震専門調査会で公表された資料によりますと中津川市は、震度6弱との推定がされています。

耐震補強工事とは

建物の耐震診断は人間に例えるなら「健康診断」で、診断の結果が悪い建物であっても、適切な治療をすれば安心して暮らせる住まいとなります。

その治療にあたるものが「耐震補強工事」であり、建物の「医師」とも言える岐阜県木造住宅耐震相談士による適切な計画に基づいて耐震補強を実施することが大切です。

市では、耐震補強工事を実施して木造住宅などの建物の耐震性能を向上させ、大地震に対する備えをされる方を支援しています。詳しくはお問い合わせください。



補助制度の内容

この制度は、地震に強い安全なまちづくりを目指すために、建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の耐震対策を支援するものです。

耐震診断結果が「倒壊の恐れあり」とされた住宅等の耐震補強工事をその所有者が実施する際に、中津川市が、耐震補強工事に要する工事費の一部を補助するものです。

(民間の団体、事業者などが独自に実施した耐震診断に基づく補強工事に対しては、この補助制度の対象となりませんので、ご注意ください。)

対象となる建築物

耐震診断結果が、建物評点1.0以下であった旧基準木造建築物

旧基準木造建築物とは、次の要件を満たす建物をいいます。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅で階数が2以下のもの

②併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの

③枠組壁工法・丸太組工法または大臣等特別な認定を受けた工法でないもの

以下の要件に該当する建物は、補助を受けられません。

①すでに耐震補強工事費補助を受けたことがある建物

②市税に滞納がある方が所有する建物

③事業決定を受けた中津川都市計画道路等の予定地内にある建物

④知事が指定した災害危険区域内にある既存の住宅で、中津川市がけ地近接危険住宅移転事業の対象とされている住宅

※昭和56年6月1日以降に増築があった場合、補助対象とならない場合があります。

まずは建築管理室まで事前にお問い合わせください。

10 消防・火災・救急・救助

各消防署

消防組織

中津川市消防本部

中消防署	〒508-0045 中津川市かやの木町1番10号	☎0573-66-1119
西消防署	〒509-9132 中津川市茄子川1785番地の36	☎0573-68-5119
北消防署	〒508-0201 中津川市田瀬1836番地1	☎0573-76-0119
坂下分署	〒509-9232 中津川市坂下1410番地9	☎0573-70-0119
蛭川分署	〒509-8301 中津川市蛭川2207番地4	☎0573-45-2634
加子母分署	〒508-0421 中津川市加子母3693番地2	☎0573-79-0119

119番のかけ方

火災や救急・救助などの緊急時に、119番通報するときは次の要領で落ち着いて、はっきりと連絡してください。
「はい、119番です。火事ですか？救急ですか？」

火災の場合

①場所はどこか	住所をはっきりと「〇〇地区〇〇番地です」住所がわからない場合は、目標になる建物名、世帯主名などをお知らせください。
②何があったか	あわてず、落ち着いて「火事です。〇〇が燃えています」
③あなたのお名前・住所・電話番号	状況を確認するために電話をする場合があります。

救急・救助の場合

①場所はどこか	住所をはっきりと「〇〇地区〇〇番地です」住所がわからない場合は、目標になる建物名、世帯主名などをお知らせください。
②何があったか	あわてず、落ち着いて「〇〇事故です」、「急病です」
③どのような状況か	傷病者(ケガ人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。 事故の場合:事故の状況、ケガ人の数、容態、名前 急病の場合:病人の性別、年齢、症状、かかりつけの病院、治療中の病気、名前
④あなたのお名前・住所・電話番号	状況を確認するために電話をする場合があります。

※119番通報は火事や救急・救助などの緊急通報用ですので、問い合わせには使用しないでください。

※火災・救助などの災害情報を確認したい場合はテレホンサービスをご利用ください。(自動案内)

☎0573-62-2119

蛭川 ☎0573-45-2211

地域事務所
中津 ☎0573-66-1111
苗木 ☎0573-66-1301

坂本 ☎0573-68-2001
落合 ☎0573-69-3201

阿木 ☎0573-63-2001
神坂 ☎0573-69-4111

火災時の消防団招集について

火災の通報が消防本部に入ると、消防本部から各地区のサイレン吹鳴、防災メールの送信などで消防団員を招集します。



防災・救急

11 休日や夜間の急病・けが

健康医療課

- ・受診の際は、健康保険証、診察券、お薬手帳等を持参してください。
- ・休日や夜間、診療時間外の受診や処方、通常の料金に追加料金が加算されます。
- ・緊急な重傷(重症)患者さんの場合は、迷わず119番通報をしてください。

休日当番医・休日歯科当番医

休日(歯科は2日以上連続する休日)と年末年始(12/29～1/3)に、市内の医療機関が交替で応急的な診療を行います。

診療時間 休日当番医:9時～17時／休日歯科当番医:9時～15時

※当番医は変更になる場合があります。また、症状によっては診察できない場合がありますので、受診の前に必ず電話でお問い合わせください。



夜間の急病・けが

中津川市民病院の救急外来を受診してください ☎0573-66-1251

※救急外来では、重症者の救急処置も行なっています。安易な受診はお控えください。

子ども医療でんわ相談

お子さんの急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関を受診した方がよいか判断に迷ったとき、看護師に電話で相談できます。(相談料は無料／通話料は自己負担)

電話番号

- ・固定電話、携帯電話(NTTdocomo、SoftBank、auのみ) ☎局番なしの#8000(短縮ダイヤル)
- ・その他の電話からかける場合 ☎058-240-4199



休日や夜間に診療可能な医療機関を知りたいとき

中津川地域救急医療情報センター(救急病院案内) ☎0573-65-3799 (24時間365日対応)

～かかりつけ医をもちましょう～

市民の皆様の健康を守る地域医療を維持するためには、限りある医療資源を有効に活用することが必要です。中津川市民病院と地域の開業医・診療所は、症状に応じて患者さんの受け入れを役割分担し、協力し合う体制を整えています。各医療機関の役割をご理解いただき、症状に応じた受診をお願いします。

地域の開業医・診療所の役割

- 1.健康に関することを何でも相談できます。
- 2.発熱や腹痛など日常的な症状の時や症状が落ち着いている慢性疾患に対応します。
- 3.必要な時は専門の医師・医療機関を紹介します。

中津川市民病院の役割

- 1.救急医療や専門的な治療などを行います。
- 2.症状が落ち着いてきた患者さんには、かかりつけ医と連携して対応します。
- 3.在宅療養中の患者さんの状態が急変したときの「在宅療養後方支援病院」として、かかりつけ医と連携しています。



各種相談



1 各種相談

相談場所、時間は広報紙をご覧くださいか、問い合わせ先にご確認ください。

相談内容	相談日	時間	問い合わせ先
行政相談	広報紙に掲載		広報広聴課 ☎0573-66-1111
消費者相談	毎週月～金曜日(祝日を除く)	9:00～17:00	消費生活相談室 ☎0573-66-1111
人権相談	毎週月～木曜日(祝日を除く) ※人権擁護委員が対応します	9:00～16:00	岐阜地方法務局 中津川支局 ☎0573-66-1554
無料法律相談(弁護士)	広報紙に掲載	13:00～16:00	消費生活相談室 ☎0573-66-1111
不動産無料相談	広報紙に掲載	13:00～15:00	定住推進課 ☎0573-66-1111
移住相談・空き家相談	毎週火～土曜日(祝日を除く)	9:00～17:00	定住推進課(移住定住相談窓口) ☎0573-67-8878
木造住宅耐震相談	広報紙に掲載	9:00～16:00	建築管理室 ☎0573-66-1111
年金相談	広報紙に掲載		市民保険課(保険・年金係) ☎0573-66-1111
心配ごと相談	毎月第2月曜日(祝日を除く)	13:00～15:30	社会福祉協議会 ☎0573-66-1111 (健康福祉会館内)
ひとり親家庭自立支援相談	毎週月～金曜日(祝日を除く)	9:00～17:00	子ども家庭課 ☎0573-66-1111
家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝日を除く)	9:00～17:00	
発達相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 要予約	9:00～17:00	幼児教育課 ☎0573-66-9911
児童虐待に関する相談	子どもが虐待されていると思われるなら迷わずご一報ください。 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 東濃子ども相談センター ☎0572-23-1226 中津川警察署 生活安全課 ☎0573-66-0110 ※緊急時は110番してください。 子ども家庭課 ☎0573-66-1111		
DV(ドメスティック・バイオレンス)相談	配偶者やパートナーからの暴力で悩んでいる方のために。 子ども家庭課 ☎0573-66-1111 岐阜県女性相談センター・岐阜県配偶者暴力相談支援センター ☎058-213-2131 中津川警察署 生活安全課 ☎0573-66-0110 ※緊急時は110番してください。		
労働相談、転職相談、就活相談、求人・内職など	毎週火～土曜日(祝日を除く)	8:30～18:15 (土曜日のみ8:30～17:15)	ワーカーサポートセンター (中津川市勤労者総合支援センター) ☎0573-65-0988
勤労者融資相談	毎週月～金曜日(祝日を除く)	9:00～16:00	東海労働金庫中津川ローンセンター ☎0120-69-6606
中小企業小口融資等相談	毎週月～金曜日(祝日を除く)	8:30～17:15	商業振興課 ☎0573-66-1111
結婚相談	毎月第1、第3土曜日(要予約)	9:30～12:00	定住推進課 ☎0573-66-1111



各種
相談



相談内容	相談日	時間	問い合わせ先
創業支援相談窓口	毎週月～金曜日(祝日を除く)	8:30～17:00	中津川商工会議所 ☎0573-65-2154 北商工会 ☎0573-82-2560 工業振興課、商業振興課 ☎0573-66-1111
禁煙電話相談	広報紙に掲載		健康医療課 ☎0573-66-1111
アルコール電話相談	広報紙に掲載		健康医療課 ☎0573-66-1111
心のなんでも相談	広報紙に掲載		健康医療課 ☎0573-66-1111
ふくしの法律相談窓口	毎月第4火曜日 12月は第2火曜日	13:00～15:45	<問合先> 社会福祉協議会 ☎0573-66-1111 <申込先> 法テラス中津川法律事務所 ☎050-3383-0068

いじめ・悩みごと相談

相談内容	相談日	時間	問い合わせ先
教育相談	月～金	9:00～15:00	かやの木教室・教育相談室 ☎0573-65-1166
	月・水・金	9:00～15:00	あけぼの教室 ☎0573-72-3206
青少年相談員	月・木	9:00～16:00	生涯学習スポーツ課 ☎0573-66-1111
青少年なやみごと電話相談	月・水・金	15:00～18:00	☎0573-65-3433
子どもの人権110番	月～金	8:30～17:15	☎0120-007-110
休日いじめ相談(中央公民館)	第1土曜日	13:00～15:00	人権擁護委員事務局 ☎0573-65-3364
子どもSOSメール	常設	kodomos-sos@city.nakatsugawa.lg.jp	
岐阜県青少年SOSセンター	常設	☎0120-247-505	

その他

このようなとき	内容	問い合わせ先
中津川で仕事を探したい (学生、U・I・Jターンの方)	市内企業の情報や求人情報の提供、就職相談をはじめ、就職セミナーの開催、エントリーシートの添削、面接のロールプレイングなど就職活動のお手伝いをしています。 URL https://w-sp.net/	ワーカーサポートセンター ☎0573-65-0988 
子育てや高齢者の手助けをしてほしいまたはしたい	育児または高齢者の援助を受けたい方(利用会員)と育児または高齢者の援助を行いたい方(サポート会員)がお互いに助けたり、助けられたりして相互援助を行う会員組織です。	中津川市ファミリー・サポート・センター ☎0573-67-9288



届出・証明



1 婚姻届の提出

閩 市民保険課(戸籍・住民係)/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

こんなとき	種類	いつ	だれが	必要なもの
結婚したとき	婚姻届	届出をした日が婚姻の成立日となります	夫になる方 妻になる方	☒ 婚姻届出書(届出証人欄に成人2名の署名) ☒ 夫、妻の戸籍謄本(全部事項証明書)(中津川市に本籍のない人) ☒ 本人確認書類

本人確認書類=P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照

保険証の氏名変更

閩 市民保険課(保険・年金係)/総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

国民健康保険被保険者の方が結婚し、住所、氏、世帯主、保険証の種類が変更となる場合は手続きをしてください。

住所変更

閩 市民保険課(戸籍・住民係)/総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

婚姻届だけでは住所は変わりませんので、結婚により住所の変更を伴う場合は住所変更手続きをしてください。

印鑑登録

閩 市民保険課(戸籍・住民係)/総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

旧氏で登録されていた印鑑登録は廃止されます。必要に応じて再登録してください。

マイナンバーカードの氏変更

閩 市民保険課(戸籍・住民係)

婚姻により氏を変更する場合は、マイナンバーカードの券面事項の変更手続きをしてください。

住宅を取得する時の支援制度

事業名	内容	補助金額	問い合わせ先
新婚さん住まいの応援事業	結婚5年以内のご夫婦の住宅取得を応援します。 住宅の購入・増築に30万円、新築住宅の購入で10万円加算、市内に本店を置く事業者との契約で10万円加算。	最大50万円	定住推進課 ☎0573-66-1111
子育て世帯住まいの応援事業	阿木、神坂、山口、川上、加子母地区において住宅を取得し定住する若者夫婦(夫婦の合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいる夫婦)を応援します。 ※新婚さん住まいの応援事業との併用不可。	30万円	定住推進課 ☎0573-66-1111

※内容を変更・終了する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

市営住宅への入居をお考えの方は→ P46を参照してください。
その他の住まいに関する支援は→ P87、88を参照してください。



届出・証明



② 住民登録に関する主な届出

問 市民保険課(戸籍・住民係)／各総合事務所／各地域事務所(中津事務所を除く) **だれが** 本人または同一世帯の方

こんなとき	種別	いつ	持参するもの
市外から引っ越してきたとき	転入届	市内に住所を移した日から14日以内	☒ 前住所地発行の転出証明書(前住所地が国外の場合は旅券) ☒ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ☒ 外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ☒ 本人確認書類
市外へ引っ越すとき	転出届	・行先・転出予定日が決まってから転出する日まで ・市外へ住所を移した日から14日以内	☒ 印鑑登録証(登録者のみ) ☒ 外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ☒ 本人確認書類
市内で引っ越しをしたとき	転居届	市内で住所を変更した日から14日以内	☒ 外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ☒ 本人確認書類
世帯主を変更したとき	世帯主変更届	世帯主を変更した日から14日以内	☒ 本人確認書類

③ 転入時の主な手続き



こんな方	手続きするところ	持参するもの
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている方	市民保険課(戸籍・住民係)	☒ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
国民年金に加入している方 年金を受給している方	市民保険課(保険・年金係)、 総合、地域	☒ 基礎年金番号のわかるもの マイナ
国民健康保険に加入していた方		☒ 他市区町村の転出証明書 マイナ ☒ 本人確認書類
後期高齢者医療保険に加入していた方		☒ 前住所地発行の後期高齢者医療保険証(岐阜県内の場合) ☒ 負担区分等証明書など マイナ ☒ 本人確認書類
要介護認定・要支援認定を受けている方	介護保険課、 総合	☒ 前住所地発行の受給資格証明書 マイナ
中学生までのお子さんがいる方	以下へお問い合わせください。 ・学校関係 ⇒ 学校教育課(⇒ P61をご覧ください) ・幼稚園・保育園関係 ⇒ 幼児教育課 ・福祉関係 ⇒ 社会福祉課・子ども家庭課 ・健診・予防接種など ⇒ 健康医療課	
児童扶養手当を受給している方	子ども家庭課へお問い合わせください。	
障害者手帳をお持ちの方	社会福祉課へお問い合わせください。	
ひとり親家庭などの方	社会福祉課・子ども家庭課へお問い合わせください。	
妊婦の方	健康医療課へお問い合わせください。	
水道及び下水道使用名義人になる場合	上下水道料金センター、 総合、地域 電話受付(☎0573-62-1285)	特になし

総合 = 各総合事務所 **地域** = 各地域事務所(中津事務所を除く)

マイナ = マイナンバーカードまたは通知カード

☒ 本人確認書類 = P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照



4 転出時の主な手続き

こんな方	手続きするところ	持参するもの
印鑑登録している方(返納) 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを持っている方	市民保険課(戸籍・住民係)、 総合、地域	☒ 印鑑登録証 ☒ 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード
国民健康保険に加入中の方	市民保険課(保険・年金係)、 総合、地域	☒ 国民健康保険証 マイナ ☒ 本人確認書類
後期高齢者医療保険に加入中の方		☒ 後期高齢者医療保険証 マイナ ☒ 本人確認書類
介護保険被保険者	介護保険課、 総合	☒ 介護保険被保険者証 マイナ
中学3年生までのお子さんがいる方	以下へお問い合わせください。 ・学校関係 → 各学校(→ P61をご覧ください。) ・幼稚園・保育園関係 → 幼児教育課 ・福祉関係 → 社会福祉課・子ども家庭課	
児童扶養手当を受給している方	子ども家庭課、 総合	☒ 児童扶養手当証書
障害者手帳をお持ちの方 福祉医療費受給者証をお持ちの方	社会福祉課へお問い合わせください。	
水道及び下水道使用名義人の方 (名義変更届など)	上下水道料金センター、 総合、地域 電話受付 ☎0573-62-1285	特になし
125CC以下のバイク等(中津川市ナンバー)をお持ちの方(廃車手続き)	税務課、 総合、地域	☒ ナンバープレート ☒ 本人確認書類
125CC超のバイク・軽自動車をお持ちの方	以下へお問い合わせください。 ・125CC超のバイク → 中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053 ・軽自動車 → 軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775	

総合 = 各総合事務所 **地域** = 各地域事務所(中津事務所を除く)

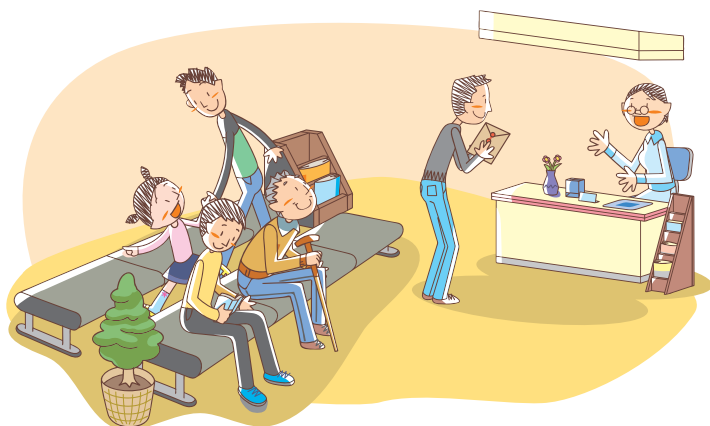
マイナ = マイナンバーカードまたは通知カード

☒ 本人確認書類 = P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照



5 転居時の主な手続き

こんな方	手続きするところ	持参するもの
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている方 年金を受給している方	市民保険課(戸籍・住民係)	☒ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ☒ 基礎年金番号のわかるもの マイナ
国民健康保険に加入中の方	市民保険課(保険・年金係)、 総合、地域	☒ 国民健康保険証 マイナ ☒ 本人確認書類
後期高齢者医療保険に加入中の方		☒ 後期高齢者医療保険証 マイナ ☒ 本人確認書類





こんな方	手続きするところ	持参するもの
介護保険被保険者	介護保険課、 総合 、 地域	☒ 介護保険被保険者証 マイナ
中学3年生までのお子さんがいる方	● 福祉医療費受給者証などの住所変更をします。社会福祉課へお問い合わせください。 ● 転居で園や学校が変わる場合は以下へお問い合わせください。 ・学校関係 ⇒ 学校教育課 (→ P61をご覧ください。) ・幼稚園・保育園関係 ⇒ 幼児教育課	
児童扶養手当を受給している方	子ども家庭課、 総合	☒ 児童扶養手当証書
障害者手帳をお持ちの方	社会福祉課へお問い合わせください。	
福祉医療費受給者証をお持ちの方		
水道及び下水道使用名義人になっている場合(名義変更届など)	上下水道料金センター、 総合 、 地域 電話受付 (☎0573-62-1285)	特になし

総合 = 各総合事務所 **地域** = 各地域事務所(中津事務所を除く)

マイナ = マイナンバーカードまたは通知カード

本人確認書類 = P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照



6 市営住宅に入居するには

図 都市住宅課/福岡総合事務所2階 住宅係

市内には、各地域に市営住宅があります。

種類	内容
公営住宅	低所得者で住宅に困っている方が対象です。
特定公共賃貸住宅	中堅所得者で住宅に困っている方が対象です。
若者定住促進住宅	世帯用と単身用があります。
Uターン者用住宅	5年以内に住宅のある地区などへ定住できる方が対象です。
市単独住宅	上記以外の住宅です。

※上記住宅の種類によって、入居の基準、家賃が異なります。

※市営住宅の募集は、毎月、市の公式ホームページと広報なかつがわに掲載しています。



7 離婚届

図 市民保険課(戸籍・住民係)/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く) **だれが** 夫と妻※調停(裁判)離婚は申立人

こんなとき	種類	いつ	持参するもの
離婚したとき	離婚届	・協議離婚: 届出をした日が離婚の成立日となります ・裁判離婚: 調停成立・審判確定・判決確定から10日以内	☒ 協議離婚の場合、証人(成人2名)の署名 ☒ 裁判離婚の場合、調停調書の謄本、または審判書もしくは判決の謄本と確定証明書 ☒ 戸籍謄本(全部事項証明書)[中津川市に本籍のない人] 本人確認書類

本人確認書類 = P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照

住所変更

離婚届だけでは住所は変わりませんので、離婚により住所の変更を伴う場合は住所変更手続きをしてください。

印鑑登録

旧氏で登録されていた印鑑登録は廃止されます。必要に応じて再登録してください。

マイナンバーカードの氏変更

離婚により氏を変更する場合は、マイナンバーカードの券面事項の変更手続きをしてください。

※その他、国民健康保険や国民年金、各種福祉関係などのお手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。



8 死亡届の提出

図 市民保険課(戸籍・住民係)/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

こんなとき	種類	いつ	だれが	持参するもの
死亡したとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居の親族(同居の親族がいない場合は同居していない親族)	☒ 死亡届出書(死亡診断書)

▶ 火葬の予約は中津川斎場(☎0573-66-6502)までお問い合わせください。



9 葬儀が終わってからの手続き

項目(亡くなった方が該当する場合)	手続きするところ	持参するもの
印鑑登録をしていた方(返納)	市民保険課(戸籍・住民係)、 総合、地域	☒ 印鑑登録証
国民年金を受けていた方 (未支給年金支給請求・年金受給権者死亡届)	詳しくは市民保険課(保険・年金係)、各総合事務所、各地域事務所へお問い合わせください。	
国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方 (異動届・葬祭費)	市民保険課(保険・年金係)、 総合、地域	☒ 国民健康保険証または後期高齢者医療保険証 ☒ 喪主名義の通帳 ☒ 葬祭を行なったことがわかるもの(会葬礼状など) マイナ ☒ 本人確認書類
固定資産を所有していた方 (相続人代表者指定届)	税務課、 総合、地域	☒ 相続関係のわかる書類 ☒ 本人確認書類
介護保険被保険者	介護保険課、 総合	☒ 介護保険被保険者証 ☒ ご家族名義の通帳
水道及び下水道使用名義人の場合 (名義変更届、所有者変更届または廃止届)	上下水道料金センター、 総合	☒ 印鑑
児童手当・児童扶養手当を受給していた方	子ども家庭課へお問い合わせください。	
障害者手帳をお持ちの方	社会福祉課へお問い合わせください。	
福祉医療費受給者証をお持ちの方		
軽自動車やバイクを所有していた方	詳しくは、以下へお問い合わせください。 ・125CC以下のバイク等(中津川市ナンバー)⇒税務課 ・125CC超のバイク ⇒中部運輸局岐阜運輸支局(☎050-5540-2053) ・軽自動車 ⇒軽自動車検査協会岐阜事務所(☎050-3816-1775)	

総合 = 各総合事務所 **地域** = 各地域事務所(中津事務所を除く)

マイナ = マイナンバーカードまたは通知カード

☒ 本人確認書類 = P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照

※口座振替を申し込まれていた方は、預貯金口座のある取扱金融機関の窓口で、口座名義人の変更や廃止等の手続きをしてください。

詳しくは➡ P69を参照してください。



10 お墓の手続き

このようなとき	内容	問い合わせ先
市有墓地を借りたいとき 使用者の住所・氏名を変更するとき お墓の移転や墓じまいをするとき	手続きが必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。	市民保険課(墓地担当) ☎0573-66-1111 各総合事務所 ☎ P26をご覧ください



11 マイナンバーカードの取得について

区 市民保険課(戸籍・住民係)

マイナンバーカードはマイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカードです。

マイナンバーカードは、ICチップ付きカードで、氏名(旧氏併記の登録をしている方は旧氏)・住所・生年月日・性別・マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請などにご利用いただけます。

(表)

(裏)



マイナンバーカードの申請方法

次の①または②のどちらかで申請できます。

①郵送による申請

マイナンバーカードの交付申請書にご本人の顔写真を貼り、地方公共団体情報システム機構へ送付します。

②パソコン、スマートフォンによるWEB申請

デジタルカメラ、スマートフォンで顔写真を撮影し、交付申請用のWEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真の画像ファイルを添付して送信します。

①の送付先:

〒219-8732 日本郵便株式会社

川崎東郵便局 郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構

個人番号カード交付申請書受付センター 宛

※なお、写真、封筒及び送料につきましては、送付者のご負担となります。

②のWEBサイト

URL <https://www.kojinbango-card.go.jp>



※市民保険課(戸籍・住民係)窓口でも申請サポートを行なっています。

マイナンバーカードの受け取り方法

窓口受け取り

マイナンバーカード交付申請後、交付準備ができましたら市民保険課(戸籍・住民係)から交付通知書(はがき)でお知らせします。交付通知書と通知カード、本人確認書類(下記参照)を持参して、市民保険課(戸籍・住民係)窓口でマイナンバーカードを受け取ることができます。

郵送受け取り

交付通知書(はがき)が届いたら、交付通知書と通知カード、本人確認書類(下記参照)を持参して、お近くの地域事務所や総合事務所でマイナンバーカードを本人限定郵便等で受け取るための手続きを行うことができます。カードは後日郵送でご自宅に届きます。



本人確認書類とは

- ・運転免許証・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書のうち1点
 - ・これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点
- (例) 健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証



12 パスポートの申請について

問 市民保険課(戸籍・住民係)

中津川市で申請できる方は日本国籍を有し、原則として、市内に住民登録している方です。

取扱時間 平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

申請時必要書類	☒ 申請書(一般旅券発給申請書) ☒ 戸籍謄本(発行から6カ月以内のもの) ☒ 顔写真1枚(6カ月以内に撮影のもので、正面を向き無帽・無表情・背景や影のないものなど規格の条件を満たしているもの) ☒ 前回のパスポート(新規の方は不要) ☒ 本人確認書類(表1)	
受け取りについて	申請日から土・日・祝日・年末年始を除いた8日目から受け取ることができます。 受け取りは必ず本人がお越しください。代理の方の受け取りはできません。 持参する物 ☒ 一般旅券受領書(申請時にお渡しします) ☒ 手数料分の収入印紙と岐阜県収入証紙(表2)	



届出・証明

表1 本人確認書類(コピーは不可)

1点でよい書類	☒ 運転免許証 ☒ パスポート(有効中のものまたは失効後6カ月以内のもの) ☒ マイナンバーカード ☒ 身体障害者手帳など
2点必要な書類	① ☒ 健康保険証 ☒ 介護保険証 ☒ 年金手帳(証書) ☒ 印鑑登録証明書(6カ月以内発行のもの)と登録印鑑
	② ☒ 学生証 ☒ 会社の身分証明書 ☒ 公的機関が発行した資格証明書(以上はいずれも顔写真付きで生年月日または住所が記載されているもの) ☒ 失効後6カ月を超えたパスポート ☒ 市町村発行の身分証明書(6カ月以内に発行のもの)

※2点必要な書類は①の中から2点、または①+②に限ります。

表2 手数料(年齢は申請日現在)

旅券(パスポート)の種類	収入印紙	岐阜県収入証紙	合計
10年用	14,000円	2,000円	16,000円
5年用(12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年用(12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
残存期間同一用	4,000円	2,000円	6,000円

※収入印紙は郵便局、岐阜県収入証紙は岐阜県内の金融機関(銀行・JAなど)でお求めいただけます。



13 各種証明

戸籍・住民票等各種証明書

種別	必要なもの	ここへ	手数料
戸籍の全部事項証明書(謄本) 戸籍の個人事項証明書(抄本)	☒ 本人確認書類	市民保険課(戸籍・住民係) 各総合事務所 各地域事務所(中津事務所を除く) 図書館(中央館のみ) にぎわいプラザ 市民病院	1通 450円
除籍の全部事項証明書(謄本) 除籍の個人事項証明書(抄本)			1通 750円
戸籍附票全部 戸籍附票一部			1通 300円
身分証明書			1通 300円
住民票(世帯の全部) 住民票(世帯の一部)			1通 300円
住民票記載事項証明書			1通 300円
印鑑登録証明書	☒ 印鑑登録証		1通 300円

本人以外の方が申請される場合は、委任状が必要となる場合があります。

※図書館(中央館)では開館日に限り、土・日も住民票、印鑑証明書の発行ができます。(9:00~16:00)

市税関係

☎ 税務課/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

種別	必要なもの	手数料
所得証明書	☒ 本人確認書類 ※法人名義の場合、会社の印鑑(申請者が代表者本人であれば省略可)、代理人の場合は委任状	1通 300円
所得・課税証明書		1通 300円
納税証明書※		納税証明は税目に関わらず 1年度 300円
完納証明書※		1通 300円
固定資産評価証明書※		一筆(一棟)のみ 300円 二筆(二棟)目から 30円増
固定資産公課証明書※		1件 300円/コピー1枚 10円
名寄帳※	(特になし)	1小字 300円/コピー1枚 10円
公図(字絵図)閲覧		1小字 300円
土地一筆毎リスト閲覧		1小字 300円

☒ 本人確認書類=P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照

本人以外の方が申請される場合は、委任状が必要となる場合があります。



種別	必要なもの	手数料
住宅用家屋証明書	☒ 建築確認通知書と検査済証(建築確認が不要の場合は、建築工事請負書など)、登記済証、登記完了証、登記事項全部証明書のいずれか ☒ 売渡証書(建売住宅・中古住宅の場合) ☒ 住民票 ☒ 長期優良住宅認定通知書(長期優良住宅の認定を受けている場合)	1通 1,200円
営業証明書		1通 300円
軽自動車税納税証明書(車検用)	本人確認書類	無料
原動機付自転車標識交付証明書		無料



その他

種別	必要なもの	ここへ	手数料
都市計画に関する事項の証明書(用途証明)	☒ 証明願 ☒ 位置図など ※事前申請が必要です	都市住宅課	無料
中津川市地図・航空写真	特になし	都市住宅課	200～1,000円



14 印鑑登録

区 市民保険課(戸籍・住民係)/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

中津川市に住民登録している15歳以上の方は、一人につき1個、印鑑を登録できます。

区分	必要なもの	備考
本人が申請する場合	☒ 登録する印鑑 ☒ 顔写真のついた公的機関が発行した証明書(マイナンバーカード、運転免許証など) ※詳しくは下記をご覧ください。	・顔写真のついた公的機関が発行した証明書をお持ちでない方は、郵送で本人確認をしますので、登録までに数日かかります。 ・顔写真のついた証明書をお持ちでない方でも、すでに当市で印鑑登録をされている方の保証書をお持ちの場合は即日登録できます。保証書についてはお問い合わせください。
代理人申請の場合	☒ 登録する印鑑 ☒ 代理人選任届 ☒ 代理人の印鑑 ☒ 代理人の本人確認書類	郵送で照会書を本人あてに送付するため、登録までに数日かかります。

本人確認書類＝下記「本人確認書類とは次のようなものです。」参照

(注) 次のような印鑑は登録できません。

- ・住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの
 - ・ゴム印など変形しやすいもの
 - ・印影が不鮮明なものや文字の判読ができないもの
 - ・印鑑の大きさが、1辺の長さ8mmの正方形に収まってしまうもの、1辺の長さ25mmの正方形に収まりきらないもの
 - ・同じ世帯の中で、すでに登録印として使用されているもの、または同じ印影のもの
 - ・そのほか、外枠が1/5以上欠けているものなど、登録する印鑑として不適当なもの
- ※旧氏併記の登録をしている方は、旧氏印での登録もできます。



本人確認書類とは次のようなものです。

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・公的機関が発行した証明書(写真付きでプレス印刷または割印してあるもの)
- ・在留カードまたは特別永住者証明書 など



1 妊娠したら

健康医療課/各総合事務所

母子健康手帳交付

母子健康手帳は、お子さんとお母さんの健康、成長を記録する大切な手帳です。病院等で妊娠の診断を受けたら、早めに交付を受けましょう。お子さんと保護者のための母子保健事業の紹介と共に、気軽に相談できる機会にもなります。

該当地区	交付日	交付場所(連絡先)
中津川	毎週木曜日(祝日・年末年始を除く) 受付:9:00~9:30 交付日にご都合の悪い方はお問い合わせください	健康福祉会館 (健康医療課 ☎0573-66-1111)
坂下・川上・山口	随時(事前に電話予約してください)	坂下健康福祉会館「あおぞら」 ☎0573-70-1016
付知・加子母	随時(事前に電話予約してください)	付知総合事務所 ☎0573-82-2111
福岡・蛭川	随時(事前に電話予約してください)	福岡総合事務所 ☎0573-72-2111

妊娠届出書(受診している産婦人科で発行)と妊婦本人のマイナンバーを確認できるもの、身元を確認できるもの(運転免許証またはパスポート等)、通帳(妊婦名義)をご持参ください。

パパママ教室

第1子を出産予定の妊婦さんとパパを対象に、赤ちゃんの発育・発達について「親になるための心がまえ」の講話を行なっています。参加をご希望の方は、健康医療課までお問い合わせください。

不妊症・不育症に関する相談

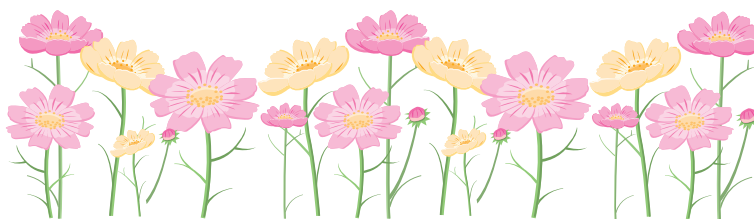
岐阜県では、不妊・不育症相談センターを開設しています。不妊専門相談員による電話・メール、面談相談があります。

2 お子さんが生まれたら

出生届の提出

健康医療課(戸籍・住民係)/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

こんなとき	種類	いつ	だれが	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	出生した日から14日以内	父または母	☒ 出生届出書(出生証明書) ☒ 母子健康手帳



▶ 出産育児一時金 問 市民保険課(保険・年金係)/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金が支給されます。

➡ P66をご覧ください。

▶ 国民年金産前産後の免除制度 問 市民保険課(保険・年金係)/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(産前産後期間)の国民年金保険料が免除されます。免除の期間は保険料を納めた期間として扱われます。詳しくはお問い合わせください。

▶ 乳幼児等医療 問 社会福祉課/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

出生日より30日以内に申請をしてください。

出生届の提出の際、市民保険課(戸籍・住民係)で申請書を提出することができます。

➡ P55をご覧ください。

▶ 児童手当 問 子ども家庭課/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

出生日より15日以内に申請をしてください。

初めて児童手当を受ける方は、健康保険証、預金通帳、マイナンバーが確認できるものをお持ちください。

出生届の提出の際、市民保険課(戸籍・住民係)で申請書を提出することができます。

➡ P55をご覧ください。

▶ 子育てポータルサイト「なかつっこ」 問 子ども家庭課

携帯電話やインターネットから、健診・予防接種・子育てイベント情報などが簡単に確認できます。



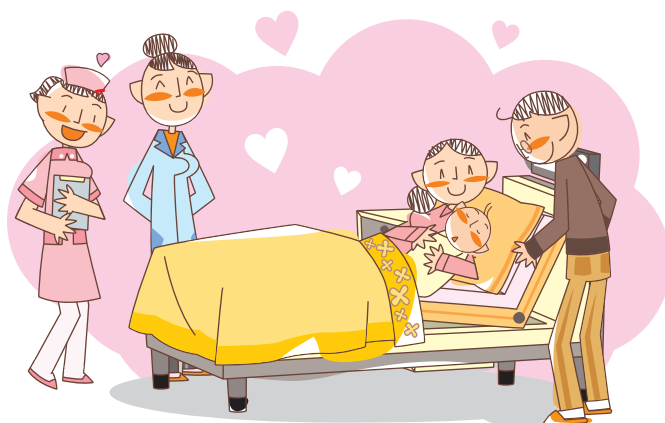
▶ 安心・子育てガイド

妊娠・出産から子どもが大きくなるまで、その場面に応じて必要な情報をまとめて掲載しています。



▶ 中津川市子育て世代包括支援センター なかつっこ ひまわり

子ども家庭課、健康医療課、子育て支援センターが連携して子育てを応援する機関です。妊娠・出産への不安や子育てに関する心配事、育児相談などお気軽にご相談ください。





① 乳幼児健康診査・相談など

健康医療課

健康診査(健診)は、お子さんの発達や健康と一緒に確認する大切な機会です。お子さんのすこやかな成長のために、育児や食事などの相談に応じます。

種別

3カ月児健診

6カ月児相談

1歳児相談

1歳6カ月児健診

2歳児相談

3歳児健診

はみがき教室

② 予防接種

健康医療課

市が接種費用を助成している任意予防接種

ワクチンの種類	対象年齢	回数
インフルエンザ(個別接種)	1歳～中学生	1～2回/年

*保護者の判断で受けていただく予防接種です。一部自己負担があります。

定期予防接種

*かかると重症になりやすい病気です。予防接種を受けるように努め病気を防ぎましょう。無料で接種できます。

	ワクチンの種類	対象年齢	回数
集団接種	BCG	1歳未満	1回
	ロタ	2カ月～ ※接種可能な期間はワクチンによって異なります。	2～3回 ※ワクチンの種類によって異なります。
個別接種	B型肝炎	1歳未満	3回
	ヒブ	2カ月～5歳未満	4回
	小児用肺炎球菌	2カ月～5歳未満	4回
	4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	2カ月～7歳6カ月未満	4回
	麻しん風しん混合(MR)1期	1歳～2歳未満	1回
	水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳未満	2回
	日本脳炎1期	6カ月～7歳6カ月未満	3回
	麻しん風しん混合(MR)2期	年長児のとき	1回
	日本脳炎2期	9歳～13歳未満	1回
	ジフテリア破傷風混合(2種混合)	11歳～13歳未満	1回
	ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生～高校1年生(女子)	2～3回 ※ワクチンの種類によって異なります。

3 医療費助成制度

■ 社会福祉課/各総合事務所/各地域事務所(乳幼児等医療のみ)

名称	対象者	助成内容	医療機関にかかるときは
乳幼児等医療費助成	中学校卒業までの子ども	医療費保険適用分助成(入院時食事療養費等は除く)	健康保険証と福祉医療費受給者証を、医療機関の窓口に提示してください。
母子家庭等医療費助成	ひとり親家庭などの母・父と子ども(18歳未満の子)		
父子家庭医療費助成	※所得制限があります。		

4 児童福祉・ひとり親家庭等福祉

■ 子ども家庭課/各総合事務所/各地域事務所(児童手当のみ)

▶ 児童手当

対象者	支払われる額(月額)	時期
15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支払われます。 ※児童を養育されている方が日本に住所がある場合に限りです。	3歳未満:一律15,000円 3歳以上小学校修了前:10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生:一律10,000円 所得制限世帯:一律5,000円	2月、6月、10月にそれぞれの前4カ月分が支払われます。

※出生、転入等で新たに受給資格が生じた場合は手続きを15日以内に行なってください。
※令和4年10月支給分から、所得上限限度額を超過した場合、児童手当等は支給されません。

▶ 児童扶養手当

対象者	支払われる額(月額)	時期
ひとり親家庭、父親または母親が一定の障がいのある状態のある家庭等で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を監護または養育している方	児童1人のとき:月額44,140円~10,410円 児童2人のとき:10,420円~5,210円加算 児童3人以上のとき:第3子以降1人につき6,250円~3,130円加算	奇数月にそれぞれの前2カ月分が支払われます。

※受給するためには認定請求が必要です。ただし、所得制限があります。
※支払われる額については法改正により変更される場合があります。

▶ その他のひとり親家庭等福祉(詳しくはお問い合わせください)

母子父子寡婦福祉資金貸付

事業、就業や就学に関する貸付	生活に関する貸付
事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、修学資金、就学支度資金、修業資金	生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、医療介護資金



就業のための給付事業

名称	給付内容
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座(ホームヘルパーなど)を受講した場合に受講料の一部が給付金として支払われます。
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の父または母が経済的自立に効果の高い資格取得(看護師など)のため、修業年限が1年以上の養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金が支払われます。・所得制限、給付期間の制限があります。

5 幼稚園・保育園等

園 幼児教育課/各幼稚園/各保育園等

幼稚園に入園するとき

- ・9～10月頃から各公立幼稚園、幼児教育課で園児募集要項・入園申込書を配布します。入園申込書に記入して、健康診断書を添えて希望する幼稚園に提出してください。
- ・応募者が募集人数を超えた場合は、抽選で決定します。
- ・障がいなどで支援が必要な幼児については、別途ご相談ください。
- ・途中入園は随時受け付けます。幼児教育課または各園へお問い合わせください。
- ・私立幼稚園に入園を希望される方は、各園に直接お尋ねください。

幼稚園一覧

	幼稚園名	所在地	市外局番 (0573)	定員	対象児		預かり 保育	一時 預かり
					満3歳	3歳以上		
私立	杉の子幼稚園	駒場1195-7	66-1261	280人	○	○	○	○
	誠和幼稚園	手賀野175	66-0237	140人	○	○	○	○
	付知のぞみ幼稚園	付知町11010-3	82-2133	90人	○	○	○	○
公立	中津川幼稚園	東宮町5-1	66-1553	90人		○		
	南幼稚園	昭和町6-47	66-1310	90人		○		
	西幼稚園	駒場260-2	66-1356	95人		○		
	神坂幼稚園	神坂1526-3	69-3774	90人		○		

※中津川幼稚園、南幼稚園、西幼稚園は令和6年度に統合予定です。



保育園等(認定こども園・小規模保育事業所含む)に入園するとき

- ・9～10月頃から各保育園等、幼児教育課・各総合事務所で園児募集要項・入所申込書を配布します。
入所申込書に記入して、保育園または幼児教育課・各総合事務所に提出してください。
- ・公立認定こども園の幼稚園コースの入園申込書は、希望する認定こども園または幼児教育課・各総合事務所に提出してください。
- ・私立認定こども園の幼稚園コースの入園申込書は、直接園へ提出してください。
- ・応募者が募集人数を超えた場合は、選考・抽選で決定します。
- ・障がいなどで支援が必要な幼児については、別途ご相談ください。
- ・5月以降の入園は、随時受け付けます。幼児教育課へお問い合わせください。
ただし、受付は入園希望月の3カ月前からとなります。

保育園は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事などにより家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育するところです。入園できるお子さんは、保護者のいずれもが次の事情でお子さんを保育できない場合です。

入園の条件

就労	保護者が、家庭の外または自宅等で家事以外の仕事を1カ月あたり64時間以上している。
疾病・負傷・障がい	保護者が、疾病・負傷、または精神・身体に障がいがあること
親族の介護等	同居等の親族を常時介護・看護していること
災害復旧	震災や風水害・火災等の災害復旧に当たっていること
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を行なっていること(入園後3カ月以内に就職すること)
就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)をしていること
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること
育児休業	育児休業取得前にすでに保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であること
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと
その他	上記の事由に類すると市が認める状態であること

保育時間(利用可能な時間)

- ・保育短時間……平日8:00～16:00
- ・保育標準時間…平日7:00～18:00

教育時間

- ・公立認定こども園の幼稚園コース…平日9:00～15:00
- ・私立認定こども園の幼稚園コース…園によって異なります。

延長保育

- ・保育短時間…平日7:00～8:00・16:00～18:00
(突発的な場合でのみ利用でき、申し出が必要です。別料金はかかりません)
- ・保育短時間・保育標準時間共通
平日18:00～18:30(日額200円・月額3,000円)
平日18:00～19:00(日額500円・月額4,500円)

一時預かり(別料金)

保護者の就労、傷病、看護、冠婚葬祭などで、一時的または緊急時に保育することができない時、一時的に保育します。実施園へ直接お問い合わせください。

保育料

3歳未満児は、保育料が必要となり、市民税課税額・保育時間等に応じて決定します。

3歳以上児は、保育料は無償化となりますが、副食費が必要となります。

広域入所制度

広域入所制度とは、保護者の仕事の都合などにより、住所地以外の市町村の保育園(所)へ入所できる制度です。各市町村ごとに受け入れ基準がありますので、詳しくは幼児教育課までお問い合わせください。

保育園一覧

保育園名		所在地	 市外局番 (0573)	定員	対象児					延長保育	一時預かり
					3歳未満			3歳以上	発達支援 クラス		
					0歳	1歳	2歳				
私立	東さくら保育園	中津川1250-6	66-1213	90人	○	○	○	○		○	○
	坂本さくら保育園	茄子川1597-17	68-6611	110人	○	○	○	○		○	○
	めぐみ保育園	茄子川888-1	68-5157	105人	○	○	○	○		○	○
	のぞみ保育園	苗木4596-7	67-2327	40人	○	○	○			○	○
	かやの木保育園	かやの木2654-1	66-1533	40人	○	○	○			○	
	こばと保育園	中津川2906-1	66-1537	79人	○	○	○	○		○	
公立	一色保育園	東宮町3-29	66-1330	100人	○	○	○	○		○	
	中津川保育園	柳町5-11	66-1264	120人	○	○	○	○	○	○	
	北野保育園	中川町3-36	66-1501	90人	○	○	○	○		○	
	苗木保育園	苗木1610-3	66-1538	110人				○		○	
	落合保育園	落合936-1	69-3527	90人				○		○	
	付知保育園	付知町5792	82-2379	140人		○	○	○		○	
	下野保育園	下野630-17	72-3312	60人	○	○	○	○		○	
	福岡保育園	福岡699-2	72-2062	120人	○	○	○	○		○	
	高山保育園	高山1063	72-5024	60人	○	○	○	○		○	

※原則として0歳児は生後57日から入所できますが、入所状況により異なります。

※こばと保育園の0歳児クラスは、1歳の誕生日を迎える月から入園可能です。

※発達支援クラスは、保育園での集団生活が可能と認められる3歳以上の児童が対象となります。

認定こども園一覧

保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。コースにより保育時間等が異なります。

認定こども園名		所在地	 市外局番 (0573)	コース	定員	対象児					(預かり保育) 延長保育	一時預かり
						3歳未満			3歳以上	発達支援 クラス		
						0歳	1歳	2歳				
私立	にしこまの森	駒場2416-1	66-3189	幼稚園	10人				○		○	○
				保育	90人	○	○	○	○		○	
	南さくら幼稚園	中津川2358-1	65-3205 (3歳以上) 66-5130 (3歳未満)	幼稚園	80人				○		○	○
				保育	110人	○	○	○	○		○	
公立	坂本こども園	茄子川841-1	68-4615	幼稚園	135人				○	○		
				保育					○		○	
	山口こども園	山口1647-36	75-2505	幼稚園	30人				○			
				保育					○			
	阿木こども園	阿木107-1	63-2341	幼稚園	72人				○			
				保育			○	○	○			
	やさかこども園	坂下1578-1	75-2167	幼稚園	150人				○			
				保育		○	○	○	○			
	加子母こども園	加子母3417-7	79-2039	幼稚園	66人				○			
				保育				○	○			
	蛭川こども園	蛭川4844-1	0573-45-2611	幼稚園	108人				○			
				保育			○	○	○			

※原則として0歳児は生後57日から入所できますが、入所状況により異なります。

※発達支援クラスは、保育園での集団生活が可能と認められる3歳以上の児童が対象となります。

小規模保育事業所一覧

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い創設された、市町村による認可事業（地域型保育事業）で、0～2歳児を対象とした少人数での保育施設です。A型は保育従事者の全員が保育士です。

小規模保育事業所名	所在地	市外局番 (0573)	対象児			類型	定員	連携施設	延長保育	一時預かり
			0歳	1歳	2歳					
私立	誠和あい保育園	手賀野175-76	67-8421	○	○	A型	19人	誠和幼稚園	○	
	家庭保育園くっく	手賀野175-71	65-3762	○	○	A型	19人	杉の子幼稚園	○	○
	家庭保育園くっく ネスト	駒場1584-3	65-3762	○	○	A型	19人	杉の子幼稚園	○	○

※原則として0歳児は、誠和あい保育園および家庭保育園くっくネストは8カ月から、家庭保育園くっくは1歳の誕生日を迎えた次の月から入所できます。

※連携施設とは、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う施設です。

6 病児・病後児保育施設

園 子ども家庭課

お子さんが「病気」または「病気の回復期」であり、集団保育が難しく、保護者が仕事や病気、冠婚葬祭などにより家庭で保育ができない場合に一時的にお子さんをお預かりします。

中津川市病児保育所 くりっこハウス 〒508-0011 駒場1522番地の1（中津川市民病院敷地内）
☎090-1278-3355

対 象 中津川市在住の生後8カ月から小学校6年生までのお子さん

利用日時 月曜日～金曜日 8:00～18:00（祝日・年末年始は除く）

定 員 3人（1日あたり）

※保育の状況により、受入人数を調整させていただく場合があります。

利用料金 1日あたり 4時間未満1,000円／4時間以上2,000円

利用予約 ☎090-1278-3355

受付時間 8:30～17:00

事前に利用登録申請書の提出をお願いします。

7 子育て支援センター

園 子ども家庭課

入園前のお子さんとは保護者が気軽に立ち寄り、遊べる交流の場です。子育ての不安や悩みに対する相談や、育児や子育てに関する情報を提供しています。

子育てについての不安や悩みに対する相談や、必要なサービスを利用するための手続きのお手伝いや情報提供などを行う「子育てなんでも相談窓口」を開設しています。



中津川市子育て支援センターほっとけーき 〔子育てなんでも相談窓口〕	〒508-0013 柳町5番11号 (中津川保育園内)	☎0573-66-1275 相談専用: ☎080-6950-7435
中津川市子育て支援センターどーなっつ	〒508-0201 田瀬1533番地1 (発達支援センターどんぐり内)	☎0573-72-3589
加子母子育て支援センターくるりんぱ	〒508-0421 加子母3427番地1 (加子母ふれあいコミュニティセンター)	☎080-6912-5657
坂本子育て支援センター	〒509-9131 千旦林1457番地の13 (坂本ふれあい施設)	☎0573-68-6840
ひと・まちテラス子育て支援センター	〒508-0038 新町2番34号 (中津川市ひと・まちテラス内) ※令和5年7月15日以降の所在地です。	☎080-4608-9473
蛭川子育て支援センターひるかわっこ	〒509-8301 蛭川2201番地3 (蛭川活性化センター)	☎090-9752-2333
やさか子育て支援センター	〒509-9232 坂下1665番地5 (坂下総合事務所第2庁舎内)	☎080-3638-1665

8 児童厚生施設

園 子ども家庭課

18歳未満のすべての児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、児童が心身ともに健全に成長するための支援や援助を行なっています。

各館に児童厚生員を配置して年間の行事計画を立て、子育てセミナー、三世代交流を始め、各種スポーツなどを実施しています。

児童センター	〒508-0045 かやの木町1番17号	☎0573-65-7871
東児童館	〒508-0001 中津川2364番地の1721	☎0573-66-7448
西児童館	〒508-0011 駒場1249番地の12	☎0573-66-7443
坂本ふれあい施設	〒509-9131 千旦林1457番地の13	☎0573-68-6840

9 発達相談

園 幼児教育課

お子さんの成長や発達について不安を感じている方の相談に応じます。ご希望があれば発達検査や園・学校訪問を行います。

子育てや保育や教育における具体的な手立てについて、保護者の方や園・学校と一緒に考えていきます。

発達相談係	〒508-0032 栄町1番1号 にぎわいプラザ4階	☎0573-66-9911
-------	----------------------------	---------------

10 児童養護施設(麦の穂学園)

乳児を除く保護者のいない児童、虐待されている児童、さまざまな理由で家庭で生活できない児童を受け入れ、安全に安心した生活を送れるように養護する施設です。

麦の穂学園	〒509-9131 千旦林1468番地の51	☎0573-68-2168
-------	------------------------	---------------

11 相談支援事業所

障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らしていくことができるよう、電話や面接などによる相談を行います。ホームヘルパーやショートステイなどを利用するための手続きのお手伝いや車いす、ベッドなどの福祉用具を利用したい方への情報提供などを行なっています。

障がい者生活支援センター ^{ゆい} 結	〒508-0032 栄町1番1号 にぎわいプラザ2階	☎0573-62-3320
------------------------------	----------------------------	---------------



教育

① 小・中学校に入学するとき

問 学校教育課

就学時健康診断

小学校へ入学する前年の10月～11月にかけて健康診断を行います。

案内は郵送または保育園・幼稚園・こども園を通してお届けします。必ず受診してください。

入学手続き

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校と入学期日を記載した入学通知書を送付します。

次の場合は、学校教育課までご連絡ください。

- ・入学通知書が届かないとき
- ・入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき
- ・入学通知書の記載内容に誤りがあるとき
- ・国立、私立の学校に入学するとき
- ・障がいのある場合や病弱により、入学先の変更、または延期をしたいとき

② 転出・転居をするとき

問 学校教育課

転出するとき

市役所または各総合事務所で住民異動（転出・転居）の手続きをした後、在学している学校に転校の申出をされると転校に必要な書類（①在学証明書と②教科書給与証明書）が発行されます。

他市区町村への転出の場合は、転出先の市区町村で転入の手続きをした後、新しく指定された学校へ①、②の書類を提出してください。

転居するとき

市内で転居し通学する学校が変わる場合は、転居の届出をした後、学校教育課、市民課、各総合事務所のいずれかへお越しください。入学通知書を発行します。

入学通知書と①、②の書類を持って、入学する指定校に提出してください。

転居されても就学する学校が変わらない場合は、新しい住所のみ学校へお知らせください。

市外から転入してきたとき

市役所または各総合事務所で住民異動届を提出し、転入の手続きをしてください。

転入手続き後、学校教育課、市民保険課（戸籍・住民係）、総合事務所のいずれかの窓口にお越しください。入学通知書を発行します。

入学通知書と転出した学校から発行された①、②の書類を持って、入学する指定校に提出してください。

③ 放課後児童クラブ（学童保育所）

問 子ども家庭課

保護者が就労等により、昼間家にいない小学生の放課後（授業終了後）と土曜日・夏休み・冬休み・春休みなどの学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全育成や安全の確保をはかり、子育て家庭の保護者が安心して働くことができる環境をつくることを目的としています。

※支援が必要なお子さんの受け入れも行なっています。まずは、お気軽にお問い合わせください。



④ 支援が必要な児童・生徒の就学・就学相談について

問 学校教育課

新しく小学校や中学校に進学される支援が必要なお子さんの就学については、そのお子さんに一番あった就学先を考えていくことが大切です。保護者の方や園・学校と連携をとりながら、就学について考えていきます。

支援が必要なお子さんの就学相談は、学校教育課で受け付けています。

相談については、まず通っている園、小中学校に相談してください。園や小中学校では、学校教育課と連携をとりながら、相談に対応しています。



5 就学支援

要保護・準要保護児童生徒援助制度

☎ 学校教育課

経済的理由で市内の小中学校に通うお子さんの学用品や学校給食の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を援助する制度を設けています。学校を通じて申請してください。教育委員会で認定します。

奨学資金貸付

☎ 教育企画課

学業に対する意欲と能力を有しながら、経済的理由により修学が困難と認められる方に対し、奨学資金の貸付を実施します。

申請書の受付

貸与資格	①本人または本人の生計を維持する方が市内に住所を有していること			
	②大学、専門職大学、専修学校、高等学校、高等専門学校に在学していること			
	③経済的理由により修学が困難であること			
	④学術または技能が優秀で健全かつ修学の意思が強固であること			
貸与額	高等学校	年額36万円以内	貸付方法	毎年7月と1月の2回に分割して口座振り込み
	専修学校の高等課程			
	高等専門学校			
	大学(短期大学を含む)	年額60万円以内	償還方法	卒業の翌月から無利息で借用期間の2倍の期間内に返済
	専門職大学 (専門職短期大学を含む)			
	専修学校の専門課程			

高等学校等へのバス通学補助制度 ☎ 定住推進課/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

高校生の上距離バス通学を支援します。

対象	バス通学定期券を購入した高校生の保護者(市内在住)
補助金額	定期券の購入金額から、1カ月あたり6千円を差し引いた額の1/2(千円未満切り捨て)

就業・修学支援制度

☎ 介護保険課

介護福祉士修学資金貸付	
貸付金額	月額2万円(無利子)
条件など	・市内福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格を取得しようとする方 ・卒業後に介護福祉士登録をし、貸付を受けた年数の2倍(最長5年)以上、市内に住所を有し、市内の介護施設などの業務に従事する方
申込先	介護保険課

6 教育相談・適応指導教室

教育委員会は、いろいろな理由で学校へ行きたくても行けず困っている市内の小中学生のために、適応指導教室「かやの木教室」「あけぼの教室」を開いています。この教室では、一人一人の状態を把握し、毎朝規則正しく通級し、生活のリズムを取り戻すことから援助します。そして、同じ悩みをもつ子ども同士が、生活・学習をともにする中で、学校復帰への意欲が出るよう援助をしています。

「かやの木教室・教育相談室」	「あけぼの教室」
〒508-0041 本町二丁目4番20号 ☎0573-65-1166 FAX.0573-65-3874	〒508-0201 田瀬14番地 ☎0573-72-3206 FAX.0573-72-3206

7 阿木高等学校の募集について

設置学科 生産科学科(1クラス:定員40人)、総合生活科(1クラス:定員40人)

募集期間 詳しくは高校に直接お尋ねください。 ☎0573-63-2243

学校一覧

区分	名称	所在地	電話番号	FAX
小学校	南小学校	〒508-0044 昭和町6番47号	0573-66-1369	0573-66-1315
	東小学校	〒508-0036 東宮町5番1号	0573-66-1336	0573-66-1316
	西小学校	〒508-0011 駒場301番地の1	0573-66-1355	0573-66-2594
	苗木小学校	〒508-0101 苗木2083番地	0573-66-1304	0573-65-5594
	坂本小学校	〒509-9131 千旦林1460番地	0573-68-2020	0573-68-2056
	落合小学校	〒508-0006 落合943番地の4	0573-69-4112	0573-69-5102
	阿木小学校	〒509-7321 阿木79番地の1	0573-63-2234	0573-63-3064
	神坂小学校	〒508-0007 神坂1526番地の3	0573-69-4002	0573-69-5103
	山口小学校	〒508-0501 山口1647番地21	0573-75-2161	0573-75-2347
	坂下小学校	〒509-9232 坂下2375番地	0573-75-2165	0573-75-3731
	川上小学校	〒509-9201 川上409番地7	0573-74-2313	0573-74-2170
	加子母小学校	〒508-0421 加子母2781番地72	0573-79-2125	0573-79-0020
	付知北小学校	〒508-0351 付知町3719番地1	0573-82-3029	0573-82-3079
	付知南小学校	〒508-0351 付知町10890番地	0573-82-3073	0573-82-3072
	福岡小学校	〒508-0203 福岡1番地22 ※令和5年8月28日以降の所在地です。	0573-72-2004	0573-72-2742
	蛭川小学校	〒509-8301 蛭川2298番地1	0573-45-2009	0573-46-0022
中学校	第一中学校	〒508-0011 駒場1606番地の3	0573-66-1534	0573-66-0837
	第二中学校	〒508-0001 中津川2251番地の1	0573-66-1245	0573-66-0994
	苗木中学校	〒508-0101 苗木2092番地	0573-65-3387	0573-65-5884
	坂本中学校	〒509-9131 千旦林1386番地の1	0573-68-2021	0573-68-3139
	落合中学校	〒508-0006 落合761番地の2	0573-69-3206	0573-69-5105
	阿木中学校	〒509-7321 阿木6006番地	0573-63-2024	0573-63-3069
	神坂中学校	〒508-0007 神坂1526番地の3	0573-69-4861	0573-69-5106
	坂下中学校	〒509-9232 坂下1500番地1	0573-75-2164	0573-70-1004
	加子母中学校	〒508-0421 加子母3357番地	0573-79-3019	0573-79-3069
	付知中学校	〒508-0351 付知町5758番地	0573-82-3054	0573-82-3046
	福岡中学校	〒508-0203 福岡1番地8	0573-72-2006	0573-72-2600
	蛭川中学校	〒509-8301 蛭川1798番地1	0573-45-2011	0573-45-3535
高校	阿木高等学校	〒509-7321 阿木119番地	0573-63-2243	0573-63-2002



教育



1 市税の主なもの

図 税務課/各総合事務所

種類	納税義務者	備考
市民税	・1月1日現在、市内に住所がある方で、一定の所得要件を満たす方 ・1月1日現在、市内に事務所・事業所または家屋敷を所有する方で、市内に住所がない方	市民税は、一般に県民税とあわせて住民税と呼ばれ、一定額を納める「均等割」と所得の額に応じて納める「所得割」からなります。
固定資産税 都市計画税(一部地域)	1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有する方	・課税台帳に登録された価格等は縦覧することができます。(毎年4月1日から第1期納期限まで) ・償却資産の所有者は1月31日までに申告が必要です。
軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の軽自動車、二輪の被けん引車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農作業用を含む)を所有する方	身体に障がいのある方などが所有し、本人や家族が運転する車の税金は免除される場合があります。

※この他に法人市民税、たばこ税・入湯税などがあります。

▶ 市民税の納期限

① 普通徴収

期別	納期限
第1期	6月30日
第2期	8月31日
第3期	10月31日
第4期	1月31日

② 特別徴収

- 給与の支払者が毎月の給与の支払いの際にその人の給与から市県民税を天引きし、翌月10日までに市へ納付
 - 納期特例事業所
 - ・6月分から11月分を12月10日までに納付
 - ・12月分から翌年5月分までを翌年6月10日までに納付
- ▶ 税に関する各種証明は➡ P50・51をご覧ください。

▶ 固定資産税の納期限

期別	納期限
第1期	4月30日
第2期	7月31日
第3期	12月25日
第4期	2月末日

▶ 軽自動車税の納期限

期別	納期限
全期	5月31日

ただし、納期限が土・日・祝日の場合は次の平日が納期限となります。お支払いには口座振替をご利用いただくと便利です。詳しくは、➡ P69 口座振替の手続きをご参照ください。





1 国民健康保険・後期高齢者医療保険

図 市民保険課(保険・年金係)/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

国民健康保険

「職場の健康保険などに加入している方」「生活保護を受けている方」「75歳以上の方」などを除いて、すべての方が国民健康保険に加入しなければなりません。

次のようなときには14日以内に届け出を行なってください。

このようなとき		必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	☒ 他市区町村の転出証明書 マイナ ☒ 本人確認書類
	職場の健康保険をやめたとき	☒ 職場の健康保険をやめた証明書 マイナ ☒ 本人確認書類
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	☒ 被扶養者でなくなった証明書 マイナ ☒ 本人確認書類
	子どもが生まれたとき	☒ 国民健康保険証 ☒ 母子健康手帳 マイナ ☒ 本人確認書類
	生活保護を受けなくなったとき	☒ 保護廃止決定通知書 マイナ ☒ 本人確認書類
	外国人住民の方が加入するとき	☒ 在留カードまたは特別永住者証明書 マイナ
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	☒ 国民健康保険証 マイナ ☒ 本人確認書類
	職場の健康保険に加入したとき	☒ 国民健康保険証 ☒ 加入した職場の健康保険証 マイナ ☒ 本人確認書類
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	☒ 国民健康保険証 ☒ 加入した職場の健康保険証 マイナ ☒ 本人確認書類
	被保険者が死亡したとき	☒ 国民健康保険証 ☒ 喪主名義の通帳 ☒ 葬祭を行なったことがわかるもの(会葬礼状など) マイナ ☒ 本人確認書類
	生活保護を受けるようになったとき	☒ 国民健康保険証 ☒ 保護開始決定通知書 マイナ ☒ 本人確認書類
	外国人住民の方が脱退するとき	☒ 国民健康保険証 ☒ 在留カードまたは特別永住者証明書 マイナ
その他のとき	住所、氏名、世帯主などが変わったとき	☒ 国民健康保険証 マイナ ☒ 本人確認書類
	世帯を分けたり一緒にしたとき	☒ 国民健康保険証 マイナ ☒ 本人確認書類
	修学のため他の市区町村に転出したとき	☒ 国民健康保険証 ☒ 学生証または在学証明書 マイナ ☒ 本人確認書類
	修学を終了したとき	☒ 国民健康保険証 マイナ ☒ 本人確認書類
	保険証を紛失、汚損、破損したとき	☒ 汚損・破損した場合はその保険証 マイナ ☒ 本人確認書類

マイナ＝マイナンバーカードまたは通知カード

☒ 本人確認書類＝P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照

※印鑑は、届け出に関連し必要となる場合がありますので、念のためご持参ください。

※保険証を紛失、汚損、破損したときは速やかに届け出を行なってください。

後期高齢者医療保険

75歳以上の方と、一定の障がいがあり申請により認定を受けた65歳以上の方は、誕生日(認定)当日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などの資格はなくなります。

次のようなときには14日以内に届け出を行なってください。

このようなとき	必要なもの
県内の市区町村から転入してきたとき	☒ 後期高齢者医療保険証 マイナ 本人確認書類
県内の市区町村へ転出するとき	☒ 後期高齢者医療保険証 マイナ 本人確認書類
県外の市区町村から転入してきたとき	☒ 負担区分等証明書(前住所地で発行) マイナ 本人確認書類
県外の市区町村へ転出するとき	☒ 後期高齢者医療保険証 マイナ 本人確認書類
住所、氏名などが変わったとき	☒ 後期高齢者医療保険証 マイナ 本人確認書類
被保険者が死亡したとき	☒ 後期高齢者医療保険証 ☒ 喪主名義の通帳 ☒ 葬祭を行なったことがわかるもの(会葬礼状など) マイナ 本人確認書類
保険証を紛失、汚損、破損したとき	☒ 汚損・破損した場合はその保険証 マイナ 本人確認書類

マイナ = マイナンバーカードまたは通知カード

本人確認書類 = P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照

※保険証を紛失、汚損、破損したときは速やかに届け出を行なってください。

給付について(国民健康保険・後期高齢者医療保険共通)

このようなとき	内容・申請に必要なもの
国民健康保険に加入している人が出産したとき	出産した方に出生育児一時金が支払われます。 原則として国民健康保険から医療機関に直接支払われます。
加入している人が死亡したとき	葬祭を行なった方に葬祭費が支払われます。 ※ ☒ 保険証 ☒ 喪主名義の通帳 ☒ 葬祭を行なったことがわかるもの(会葬礼状など) マイナ 本人確認書類
医療費が高額になったとき	ひと月の自己負担限度額(所得により異なります)を超えた分が高額療養費として支払われます。(該当される方には通知が届きます) ※個人単位で一医療機関の窓口での支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」などの制度がありますので、詳しくは市民保険課(保険・年金係)にお問い合わせください。 マイナ 本人確認書類
医療費をいったん全額自己負担したとき(以下①～④の場合)	市民保険課(保険・年金係)へ申請し、審査で決定すれば自己負担分を除いた額が療養費として支払われます。
①事故や急病で、やむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき	☒ 診療内容の明細書 ☒ 領収書 ☒ 保険証 ☒ 通帳 マイナ 本人確認書類
②医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき	☒ 医師の診断書か意見書 ☒ 領収書 ☒ 保険証 ☒ 通帳 マイナ 本人確認書類
③海外渡航中に診療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)	☒ 診療内容の明細書と領収明細書(日本語の翻訳文が必要) ☒ パスポート ☒ 保険証 ☒ 通帳 マイナ 本人確認書類
④医師が必要と認めた手術などで輸血に用いた生血代(第三者に限る)	☒ 医師の診断書か意見書 ☒ 輸血用生血液受領証明書 ☒ 血液提供者の領収書 ☒ 保険証 ☒ 通帳 マイナ 本人確認書類

マイナ = マイナンバーカードまたは通知カード

本人確認書類 = P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照

保険料の納付は口座振替で

国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険料の納付は、安心・確実な口座振替をご利用いただくと便利です。詳しくは、➡ P69口座振替の手続きをご参照ください。

※後期高齢者医療保険の保険料は原則年金から差し引かれますが、そうではない場合は口座振替による納付をおすすめします。

2 国民年金

☎ 市民保険課(保険・年金係) / 各総合事務所 / 各地域事務所(中津事務所を除く)

加入する方

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。一部の方(※)を除き、国民年金第1号に加入しなければなりません。

(※)厚生年金保険加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている人

年金の加入者(被保険者)は次の3種類に分けられます

第1号被保険者(国民年金)

自営業・学生など(厚生年金や共済組合に加入していない方)

第2号被保険者(厚生年金・共済年金)

会社員・公務員など

第3号被保険者

会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

次のような方は、希望により国民年金に加入できます(任意加入被保険者)

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
又は、65歳以上70歳未満の方(納付月が120月未満)
- ②海外に住所のある20歳以上65歳未満の日本人

このようなとき	ここへ	必要なもの
学生納付特例を申請する場合(毎年申請が必要)		☒ 学生証(学生納付特例を申請される場合) ※学生納付特例とは、届け出をして承認を受ければ、在学期間中の保険料が後払いできる制度です。
勤め先を退職したとき(厚生年金や共済組合をやめたとき)	市民保険課 (保険・年金係) 各総合事務所 各地域事務所 (中津事務所を除く)	☒ 基礎年金番号がわかるもの ☒ 退職した年月日がわかる書類
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき(離婚、死別、収入が増えたときなど)		☒ 基礎年金番号がわかるもの ☒ 扶養されなくなった年月日がわかる書類
国民年金に任意加入するとき、やめるとき		☒ 基礎年金番号がわかるもの ☒ 通帳と銀行届出印
保険料の納付が困難なとき(納付免除申請をするとき)		☒ 基礎年金番号がわかるもの
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されるようになったとき	配偶者の勤務先	扶養申請と一緒に事業主が行います。
第3号被保険者の配偶者の勤め先が変わったとき(共済組合から厚生年金、厚生年金から共済組合に変わったとき)		
会社員や公務員になったとき(厚生年金や共済組合に加入したとき)	勤務先	事業主が行います。

※基礎年金番号がわからない場合は、マイナンバーのわかるものでも手続きできます。



保険・年金

保険料納付の方法など

第1号被保険者(国民年金)

日本年金機構から送付された納付書により金融機関などで納めてください。

第2号被保険者(厚生年金・共済組合)

給料から天引きにより納付されます。

第3号被保険者

厚生年金保険、共済組合が制度全体で負担するため、国民年金保険料を自ら納める必要はありません。

保険料前納割引

保険料は6カ月分や1年分をまとめて納めると割引があります。

また、口座振替で毎月保険料を当月振替にすると50円割引されるほか、6カ月分や1年分を前納振替すると納付書で納めるより割引額が大きくなります。

なお、クレジットカード納付は、6カ月分や1年分の前納、納付書で納めた場合と同じ割引額になります。

保険料の免除

保険料の納付が困難な方は、申請が承認されると免除されます。

また、世帯主の所得が高いため、免除が認められない50歳未満の方には納付猶予制度があります。

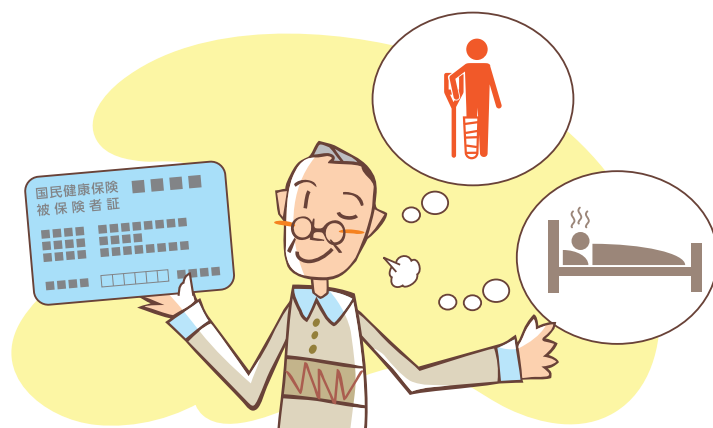
これらは学生の方は、利用できません。

なお、免除・猶予対象期間は、原則として、その年度の7月から翌年6月までです。

学生の方は、本人の所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。なお、期間は原則として、その年度の4月から翌年3月までの学生期間が対象です。

区分	期間中の保険料	老齢基礎年金の年金額の計算
全額免除	全額免除	全額納めたときの1/2として計算
4分の3免除	4分の1を納付	全額納めたときの5/8として計算
半額免除	半額を納付	全額納めたときの6/8として計算
4分の1免除	4分の3を納付	全額納めたときの7/8として計算
納付猶予	全額猶予	年金額に反映されません
学生納付特例	全額猶予	年金額に反映されません

※上記の制度を受けた期間は、すべて受給資格期間に算入されます。





口座振替・スマートフォン決済



口座振替の手続き

市税、国民健康保険料などは、金融機関の口座から自動振替の方法で納めることができます。

口座振替を利用されますと、納期ごとに金融機関等にお出かけいただくことなく、自動的にお申し込みいただいた口座から振り替えられます。

対象	市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、水道料金、下水道料金(農業集落排水・個別排水処理施設使用料含む)、幼稚園費、保育料等、学校給食費、市営住宅使用料 など
取扱金融機関等	十六銀行、東美濃農業協同組合、木曽農業協同組合、三菱UFJ銀行、八十二銀行、大垣共立銀行、愛知銀行、岐阜信用金庫、東濃信用金庫、益田信用組合、東海労働金庫、ゆうちょ銀行 預貯金口座のある取扱金融機関の窓口で申し込みをしてください。
申込方法	※必要なもの ☒ 申込用紙(市役所、各総合事務所、各地域事務所(中津事務所除く)、市内各金融機関に備え付けてあります。) ☒ 納税通知書(納付書): 通知書番号確認のため ☒ 預貯金通帳、通帳の届出印

※預貯金残高が不足しますと振替ができませんので、納期限前に確認してください。

※口座名義人の死亡などにより振替口座を変更される場合もお申し込みが必要です。

詳しくは担当課へお問い合わせください。

※国民健康保険から後期高齢者医療保険になられる方で、引き続き口座振替をご希望の方は再度お申し込みが必要です。

スマートフォン決済

納付書に記載のバーコードをスマートフォン決済アプリの支払いサービスから読み取ることによって時間や場所を選ばずに24時間365日いつでも納付が可能です。

対象	市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、上下水道料金、学校給食費
利用可能サービス	PayPay、LINE Pay、PayB、au PAY、d払い(請求書払い)

※スマートフォン決済を利用した場合、領収書は発行されません。

※納付書の有効期限を過ぎたもの及び1件あたりの金額が30万円を超えるものはご利用できません。



障がい者・高齢者福祉

1 障がい者福祉



図 社会福祉課/各総合事務所

▶ 障害者手帳

身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付され、障がいの程度により1級から6級の区分があります。

手帳の交付には申請が必要です。社会福祉課または各総合事務所で申請をしてください。代理の方でも手続きできます。

療育手帳

知的障がいのある方に交付され、障がいの程度によってA1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分があります。

手帳の交付には申請が必要です。社会福祉課または各総合事務所で申請をしてください。代理の方でも手続きできます。

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に交付され、障がいの程度により1級から3級の区分があります。

手帳の交付には申請が必要です。社会福祉課または各総合事務所で申請をしてください。代理の方でも手続きできます。

▶ 障害者(児)手当

手当の種類	受給資格		制限
特別児童扶養手当	身体障害者手帳1～3級と4級の一部 療育手帳A1～B1程度	左の障がいのある20歳未満の在宅の児童を養育している方	所得制限あり
障害児福祉手当	重度の障がいの状態で、日常生活において常時介護が必要な20歳未満で在宅の障がい児の方		所得制限あり
中津川市心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当に該当する障がいのある20歳未満の児童のうち、障害児福祉手当に該当しない方		所得制限なし
特別障害者手当	著しく重度の障がいの状態(1級相当の障がい重複している場合など)で、日常生活で常時特別の介護が必要な20歳以上で在宅の方		所得制限あり

▶ 医療費助成制度

名称	対象者	助成内容	医療機関にかかるときは
重度心身障害者医療費助成	・身体障がい者 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者 療育手帳の交付を受けている方 ・精神障がい者 1～2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	医療費保険適用自己負担分助成(入院時食事療養費等は除く)(所得制限あり)	健康保険証と福祉医療費受給者証を、医療機関の窓口に提示してください

各種助成制度

名称	内容
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている方に対して、補装具（補聴器、義手、義足、車いすなど）の交付、修理を行います。購入前にご相談ください。
重度障がい者（児）日常生活用具の給付	身体障がい者と知的障がい者に対して、日常生活用具の給付を行います。購入前にご相談ください。
自立支援医療	・更生医療・育成医療…制度の対象となる障がいの除去・軽減のための医療費を助成します。 ・精神通院医療…精神疾患で通院する医療費を助成します。

自立支援給付の対象となるサービス

障害者手帳をお持ちの方や難病患者は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付費や児童福祉法に基づく障害児通所給付費などの各種サービスを利用できます。ご利用には事前の申請が必要です。

自立支援給付等で受けられるサービス

サービスの名称		サービスの内容
介護給付	居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事の介護など、在宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事の介護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労にともなう生活面の課題に対して、就労の継続を図るために企業・自宅への訪問等により、必要な指導、助言を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力、生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応で必要な支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域相談支援事業	地域移行支援	入所・入院している人が地域生活へ移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅で単身などで生活する人が地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時などに相談や必要な支援を行います。
計画相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者などとの連絡調整を行います。



障害児通所給付等で受けられるサービス

サービスの名称		サービスの内容
障害児通所給付	児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練のほか、医療型の場合には治療を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後または休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進に必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。
障害児相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との連絡調整を行います。



② 生活の福祉

社会福祉課/各総合事務所

生活困窮者自立支援相談窓口

市では、仕事や生活全般に困っているなどのお困りごとの相談窓口を、中津川市社会福祉協議会に委託し開設しています。生活全般に関するお困りごとは下記までご相談ください。また、離職などの理由により住居を失った方、または失うおそれのある方には、就職活動などを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)の「住居確保給付金」を支給する制度もあります。

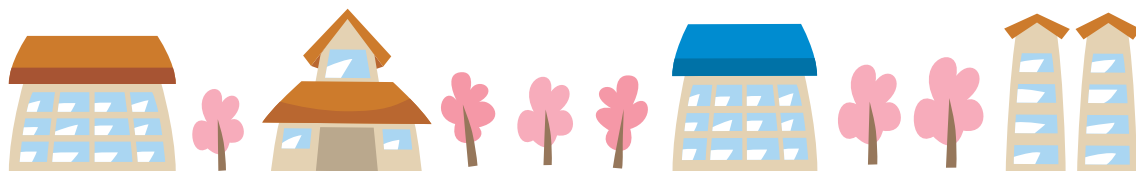
相談窓口

中津川市生活相談センターういず(市社会福祉協議会内) ☎0573-66-1111

生活保護

現に生活に困った場合に、国が最低限度の生活を保障し、自分の力で生活できるように支援する制度です。ご相談や申請は社会福祉課生活保護担当まで。

保護の種類	保護の範囲
生活扶助	衣料費、食料費、光熱費など日常生活に必要な費用
住宅扶助	家賃、住宅の維持に必要な費用など
介護扶助	居宅介護、福祉用具、住宅改修または施設介護などの費用
生業扶助	生業費用、技能習得費用
教育扶助	義務教育(小中学校)に必要な費用(教科書、学用品、学校給食費など)
医療扶助	診療、治療費、薬代など
出産扶助	出産費用
葬祭扶助	葬儀費用



生活福祉資金貸付

低所得世帯や高齢者、障がい者のいる世帯への福祉援助を目的に社会福祉協議会が資金の貸付を行なっています。

資金の種類		資金の内容
総合支援資金		失業等により日常生活全般に困難をかかえている人に対する住宅入居費などの資金の貸付
福祉資金	福祉費	住宅の増改築・疾病等の療養などに必要な資金の貸付
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要な資金の貸付
教育支援資金		高校、大学、専門学校などに入学、就学に必要な資金の貸付
不動産担保型生活資金		一定の居住用不動産を担保として、現住所に住み続けながら自立するための生活に必要な資金の貸付

各資金ごとに貸付限度額などが異なります。

相談窓口

中津川市社会福祉協議会(健康福祉会館1階)

☎0573-66-1111

日常生活自立支援事業

判断能力に不安がある人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを提供し、住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるよう支援します。

相談窓口

中津川市社会福祉協議会(健康福祉会館1階)

☎0573-66-1111



3 高齢者福祉

図 高齢支援課/各総合事務所

高齢者の能力活用・社会参加

シルバー人材センター

高齢者の生きがいのために、高齢者に適した仕事を引き受け、就業機会を提供します。

会員対象者

市内にお住まいの60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方

老人クラブ

図 中津川市老人クラブ連合会事務局
(老人福祉センター内)

健康づくり(シルバースポーツ大会など)、文化活動(シルバー文化祭)、環境友愛活動(花いっぱい運動など)をしています。

会員対象者 おおむね60歳以上の方

入会申込 各地区老人クラブ会長さんへ

老人福祉センターなど一覧

高齢者の健康増進とレクリエーションのための施設です。

施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター	〒508-0045 かやの木町1番17号	0573-66-1111
山口地区生きがい作業所	〒508-0501 山口2462番地6	0573-75-2126
馬籠地区生きがい作業所	〒508-0502 馬籠4797番地243	0573-75-2126
加子母老人福祉センター「白寿荘」	〒508-0421 加子母3822番地274	0573-79-5010
蛭川高齢者ふれあい生きがいづくりの家	〒509-8301 蛭川4116番地1	0573-45-2211

地域福祉センターなど一覧

地域の健康増進とレクリエーションのための施設です。

施設名	所在地	電話番号
地域福祉センター ゆうらく苑	〒508-0006 落合996番地の1	0573-61-0003
坂下福祉センター さくら苑	〒509-9232 坂下1523番地1	0573-75-5566

蛭川 ☎0573-45-2211

地域事務所
中津 ☎0573-66-1111
苗木 ☎0573-66-1301

坂本 ☎0573-68-2001
落合 ☎0573-69-3201

阿木 ☎0573-63-2001
神坂 ☎0573-69-4111

施設名	所在地	電話番号
保健福祉施設 かたらいの里	〒509-9201 川上1437番地1	0573-74-0123
付知福祉センター	〒508-0351 付知町5881番地32	0573-82-3174
付知東ふれあいセンター	〒508-0351 付知町10311番地3	0573-82-2111
付知南ふれあいセンター	〒508-0351 付知町6995番地1	0573-82-2111
付知北ふれあいセンター	〒508-0351 付知町2774番地2	0573-82-2111
健康増進施設 ほっとサロン	〒508-0203 福岡714番地2	0573-72-4126
蛭川福祉センター	〒509-8301 蛭川4862番地1	0573-45-3511

介護保険以外の主な高齢者生活支援事業

名称	内容
配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者や高齢世帯の方などで、食材の購入と調理が困難な方に、安否確認を兼ねて、定期的にお弁当を配達します。
高齢者等おむつ等購入費助成事業	在宅の寝たきりの高齢者の方（市民税非課税の世帯の高齢者の方で、要介護度3.4.5の方）に対して、介護に必要なおむつ、おむつカバー、パットなどの購入費を助成します。
移送サービス事業	家庭において移送することが困難な高齢者や重度身体障がい者の方に対して、福祉車両を利用して移送サービスを行います。 対象：要介護認定1～5を受けた方、または身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
ねたきり高齢者等介護者慰労金支給事業	寝たきり高齢者や認知症高齢者（市民税非課税世帯の方で要介護度4、5の方）を介護保険サービスを前1年間利用せず、在宅で介護している方（市民税非課税世帯の方）に慰労金を支給します。
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等の急病や緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置します。対象：心臓病等の現病歴・身体障害者手帳1～3級など
敬老祝事業	88歳、100歳、市内年齢上位5位の方に祝い品などを贈呈します。
認知症みまもりのわSOSネットワーク事業	認知症の症状があり、外出時に行方不明となるおそれのある方の名前や住所などを事前に登録するもので、行方不明になった際、関係機関と情報を共有し、早期に捜索や保護につなげます。 この事業は、行方不明となった場合、見つけた方がスマートフォンで衣服等に貼り付けてあるQRコードを読み取ると、すぐに家族へ連絡がいくシステム『どこシル伝言板』や、在宅で生活されている方が加入できる『個人賠償責任保険』があります。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が続けられるために必要な支援（総合相談、権利擁護、ケアマネジャーの支援など）をします。また、認知症の予防や支援体制の整備、介護予防事業の普及啓発などを行います。



在宅介護支援センター

地域包括支援センターのランチ（協力機関）として、市民に身近なところで総合相談・支援、高齢者の実態把握、介護予防などを行います。

地域包括支援センター・在宅介護支援センター一覧

支援センター名	所在地	電話番号	担当地区
中津川市地域包括支援センター	〒508-0045 かやの木町2-5	0573-66-1111	
東在宅介護支援センター	〒508-0045 かやの木町2-5	0573-62-3191	中津(東)
西在宅介護支援センター	〒508-0012 津島町1-25	0573-62-2002	中津(西)
みなみ在宅介護支援センター	〒508-0045 かやの木町1-17	0573-65-1113	中津(南)
中津川市瀬戸の里 地域包括支援センター	〒508-0111 瀬戸1387-8	0573-66-6999	苗木 (瀬戸区は板橋のみ)
中津川市ひだまり苑 地域包括支援センター	〒509-9131 千旦林1197-10	0573-78-3101	坂本
中津川市ゆうらく苑 地域包括支援センター	〒508-0006 落合996-1	0573-61-0009	落合・神坂・瀬戸区 (板橋を除く)
中津川市シクラメン 地域包括支援センター	〒509-7321 阿木2811-1	0573-63-3202	阿木
中津川市北部 地域包括支援センター	〒508-0203 福岡679-6	0573-67-7220	福岡
山口地区	〒508-0501 山口2166-2	0573-75-5311	山口
坂下地区	〒509-9232 坂下1523-1	0573-75-4382	坂下・川上
加子母地区	〒508-0421 加子母3427-1	0573-79-3312	加子母
付知地区	〒508-0351 付知町5881-32	0573-82-3174	付知
福岡地区	〒508-0203 福岡714-2	0573-72-5868	福岡
蛭川地区	〒509-8301 蛭川4862-1	0573-45-3511	蛭川

成年後見制度

認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分となった方の法律面、生活面の保護、支援をする仕組みです。

相談先 東濃権利擁護センター(多治見市太平町2-39-1) ☎0572-26-7422
東濃権利擁護センター中津川・恵那事務所(にぎわいプラザ6階) ☎0573-65-6803





介護保険



1 介護保険

図 介護保険課/各総合事務所

加入対象者

第1号被保険者 65歳以上の方

第2号被保険者 40歳から64歳までの方で、医療保険に加入している方

介護保険料

65歳以上の方の保険料は、介護サービスをまかなえるよう算出して設定します。

保険料は、年金からの天引き(特別徴収)、または納付書・口座振替(普通徴収)により納付していただきます。

口座振替については➡ P69 口座振替の手続きをご参照ください。

こんなときは届け出が必要です

このようなとき	必要なもの
他の市町村へ転出したとき	☒ 介護保険被保険者証 マイナ
市内で住所が変わったとき	☒ 介護保険被保険者証 マイナ
被保険者が死亡したとき	☒ 介護保険被保険者証 ☒ ご家族名義の通帳

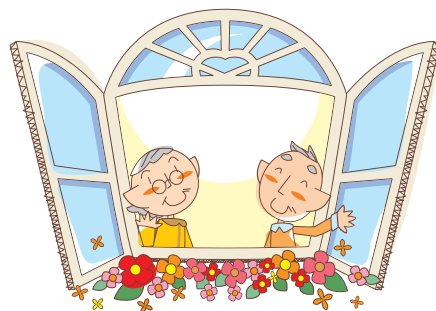
介護サービスの申請から認定まで

1 申請	・本人または家族の方が介護保険課または各総合事務所で申請をしてください。 ・65歳以上の方は介護保険証が必要です。 ・40歳以上65歳未満の方は健康保険証が必要です。 ・その他申請時に必要な書類は下記「申請時に必要な書類」をご覧ください。
2 調査・意見書	市の認定調査員が家庭を訪問し心身の状況を調査します。主治医に意見書を依頼します。
3 審査判定	専門家が審査し、どの程度の介護が必要なのかを判断します。
4 認定結果	認定結果が通知されます。認定された内容が介護保険証に記載されます。

申請時に必要な書類

申請者	必要な書類等
本人	マイナ 本人確認書類(マイナンバーカードを用意していただいた場合は不要)
代理人	☒ 官公署から本人に対して発行された介護保険被保険者証や健康保険証などの書類 ☒ 印鑑 本人の マイナ 代理人の本人確認書類

マイナ = マイナンバーカードまたは通知カード
 本人確認書類 = P51「本人確認書類とは次のようなものです。」参照



利用できる介護サービス

	種類	内容
在宅サービス	通所介護	デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。
	通所リハビリテーション	老人保健施設や病院などで機能訓練を受けます。
	訪問介護	ホームヘルパーに訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。
	訪問看護	看護師などに訪問してもらい、療養上の世話などを受けます。
	訪問入浴介護	居宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。
	訪問リハビリテーション	リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。
	短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへ短期間入所し、介護や機能訓練を受けます。
	短期入所療養介護	老人保健施設などへ短期間入所し、介護や機能訓練を受けます。
	特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどに入所し、介護や日常生活の支援を受けます。
	福祉用具貸与	車いすや特殊寝台などの福祉用具を借りることができます。
	特定福祉用具購入 (福祉用具購入費の支給)	腰掛便座など対象の福祉用具を購入した場合、申請により費用の一部が支給されます。
	住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消など対象の住宅改修をする場合、事前申請により費用の一部が支給されます。
施設サービス	※要介護認定を受けている方、または家族が直接施設に申し込みます。	
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が、日常生活の支援や介護を受けます。
	介護老人保健施設	在宅復帰できるよう、医学的管理のもとで介護や看護、リハビリを受けます。
	介護療養型医療施設	長期にわたり療養が必要な方が、医療施設(病院)で医療や介護を受けます。
	介護医療院	長期にわたり療養が必要な方が、医療と日常生活上の介護を一体的に受けます。
地域密着型サービス	※住み慣れた地域での生活を支援するサービスのため、原則として他市区町村の事業所は利用できません。	
	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で食事・入浴などの支援を受けます。
	認知症対応型通所介護	認知症の方が、日常生活上の支援や専門的な支援を受けます。
	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	日中・夜間を通じて、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を受けます。
	小規模多機能型居宅介護	通いを中心に訪問や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを受けます。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が共同生活する住宅で、介護サービスや生活支援を受けます。

サービス費用の自己負担は1割、2割または3割です

介護保険では、要介護状態区分に応じて利用できる上限額が決められています。

上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担となります。(一定以上の所得がある方は2割または3割負担となります。)

主な在宅サービスなどの 介護度別利用限度額

要介護状態区分	1カ月の 利用限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



介護
保険

2023年6月より公開

「わが街事典」電子ブックで 中津川市の情報を持ち歩こう

いつでもどこでも知りたい情報を
「わが街事典」アプリでチェック

無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



スマートフォン



パソコン



タブレット



「MY本棚」機能で、
お手軽に情報をチェック！

一度読んだ電子ブックは「MY本棚」に保存
されますので、読みたくなったときはすぐに
読むことができます。

ダウンロード方法や
対応端末など
詳しくはこちら➡



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



1 高齢者予防接種

健康医療課

接種方法	ワクチンの種類	対象年齢	回数
個別接種	インフルエンザ	65歳以上	1回/年
	高齢者用肺炎球菌	65歳以上(接種年齢、過去の接種歴などの条件に該当する方)	1回



2 成人の健康

健康医療課

がん検診・歯科健診

種別	対象	内容
胃がん検診	40歳以上	バリウムによる胃部エックス線検査
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査2日法
結核・肺がん検診	40歳以上	胸部エックス線検査
乳がん検診	30歳以上(女性)	超音波検査(40歳未満)・マンモグラフィ検査(40歳以上)
子宮頸がん検診	20歳以上(女性)	診察、細胞診(子宮頸部)
前立腺がん検診	50歳以上(男性)	血液検査(PSA検査)
節目歯科健診	30歳・40歳・50歳・60歳・70歳	歯周病検査

※一部を除いて各検診は自己負担金が必要です。

健康相談

種別	内容
心のなんでも相談	心の健康を守るための相談です。
健康相談	健診結果や、栄養、口腔などの個別相談、禁煙・アルコール電話相談を行なっています。





3 その他の健診

市民保険課(保険・年金係)

特定健康診査(国民健康保険)

特定健康診査は、40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者を対象に年1回行われます。生活習慣病の要因となるメタボリックシンドロームの予防・改善を目的としています。

自覚症状のない病気の早期発見など健康管理のために、健診は必ず受けましょう。

健康診査会場 市内指定医療機関と各地区集団健診会場

ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診(後期高齢者医療)

後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の方と65歳以上の一定の障がいにより認定された方)を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした健康診査、お口の健康づくりのための口腔健診(お口の健診)を実施しています。

健康な毎日を送るためにぜひ受診してください。

健康診査会場 市内指定医療機関

口腔健診会場 市内指定歯科医療機関

4 医療機関 - 病院・診療所

総合病院 中津川市民病院

〒508-8502 駒場1522番地の1

☎0573-66-1251 FAX.0573-65-6445

外来受付 8:15~11:30

休診日 土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

診療科目 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、脳神経内科、老年内科、小児科、精神科、外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、内視鏡外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科



国民健康保険 阿木診療所

〒509-7321 阿木27番地の1

☎0573-63-2900 FAX.0573-63-2921

外来受付 8:30~11:30、13:30~15:30

診療日 月・木・金・第1、3、5火(祝日、年末年始12月29日~1月3日は除く)

診療科目 内科、小児科

国民健康保険 川上診療所

〒509-9201 川上1437番地1

☎0573-74-2400 FAX.0573-74-2118

外来受付 9:00~11:30、13:30~15:30(金曜日は16:00まで)

診療日 月・金(午後)・第2、4火(祝日、年末年始12月29日~1月3日は除く)

診療科目 内科、小児科

国民健康保険 加子母歯科診療所

〒508-0421 加子母3453番地1

☎0573-79-2658 FAX.0573-79-5022

外来受付 8:30~11:30、14:00~17:00

休診日 木・第4土・日・祝日(第4木曜日は診察を行います。・年末年始(12月29日~1月3日))

診療科目 歯科

国民健康保険 蛭川診療所

〒509-8301 蛭川2358番地3

☎0573-45-2201 FAX.0573-45-2202

外来受付 8:30~11:30、15:00~17:30
木は午前のみ

休診日 土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

診療科目 内科、小児科、歯科、歯科口腔外科

国民健康保険 坂下診療所

〒509-9232 坂下722番地1

☎0573-75-3118 FAX.0573-75-2590

外来受付 8:30~11:30(ただし、午後診療受付は、13:30~16:30)※

休診日 土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

診療科目 内科、小児科、整形外科、眼科



※一部の診療科で受付時間が異なります。



健康



ごみ



1 ごみの収集

図 環境センター/環境政策課/各総合事務所/各地域事務所(中津事務所を除く)

マナーを守って、ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

地区ごとの収集日は、ごみ収集カレンダーで確認してください。

燃えるごみ

収集方法<ステーション方式・週2回>

地区ごとに指定された日時に収集します。
・ごみは必ず指定袋に入れて、収集日当日の明け方

から8時30分までに出してください。
・ごみを家庭で焼却することは禁止されています。
・木竹類などの場合、1本の太さが、8cm(一束の厚さ30cm)以下、長さ40cm以下のサイズで出してください。(市指定袋燃えるごみ(大)を付けてください。)
・プラスチックの棒、フロアマット、ひも類などは長さが40cm以下になるように切断して指定袋に入れて出してください。
・生ごみなどはできるだけ生ごみ処理機などを活用して、自家処理に努めてください。

燃えるごみの区分

*イラスト出典「経済産業省 3R政策ごみイラスト素材集」

紙くず・生ごみなど			ゴム・皮類		布類
					
十分に水切りをしてください。天ぷら油などを捨てる場合は、凝固剤を使用するか、ぼろ布などに染み込ませてください。		汚物は必ず処理してください。		40cm以下に切って指定袋に入れて出してください。	40cm以下に切って指定袋に入れて出してください。
生ごみ	紙くず アルミホイル	紙おむつ	かばん・くつ・ベルト	ホース	衣類
プラスチック類			木竹		その他
					
ビニール包装	CD・DVD ビデオテープ	プラスチック 容器	落ち葉・刈り草	木竹	ぬいぐるみ 使い捨てカイロ

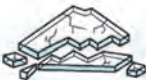
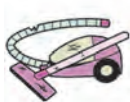
燃えるごみの指定袋は、おおむね10kgまでとし、入り口を縛って出してください。
指定ごみ袋に入れるものは40cm以下に切ってください。

燃えないごみ

収集方法〈ステーション方式〉

- ・ごみは必ず指定袋に入れて、指定された場所と日時に出してください。
- ・指定袋に入らない燃えないごみは「大型ごみ」に出してください。
- ・陶器類やガラス類は、指定袋にそのまま入れて出してください。(包まないで、見えるようにしてください。)
- ・家電製品のコードは切断し、資源ごみの日に「硬質ごみ」として出してください。
- ・鉄板の厚みが3mm以下なら長さ40cm以下にして指定袋に入れて出してください。
- ・電灯球、電球類は、燃えないごみです。有害ごみに出さないでください。(蛍光灯は有害ごみです。)

燃えないごみの区分

陶磁器・ガラス類				小型家電製品		
						
茶碗・皿	植木鉢	ガラス	化粧びん	ラジカセ・AV機器	掃除機	扇風機
割れ物は中身の見える状態で、指定袋に入れて出してください。 新聞紙に包まないでください。				テレビ、冷蔵庫、パソコンなどは家電リサイクル法・ パソコンリサイクル法の対象です。燃えないごみ・大 型ごみでは出せません。 電気コードは切断して、「硬質ごみ」に出してください。		

金物類など				
				
フライパン	一斗缶	缶詰のふた	カセットコンロ	かさ (骨組みのみ)

注意：ファンヒーター、石油ストーブ、電子レンジ、もちつき機、ホームベーカリーは大型ごみです。スプレー缶、カセットボンベは有害ごみです。



大型ごみ

指定袋に入らないサイズ(燃えるごみは40cm以上のもの)で140cm×90cm×200cm(角材・丸太10cm×10cm×100cm)までのごみは大型ごみです。以下のとおり処理してください。

※事前に電話申し込みが必要です。

ステーション収集の場合①～⑤ (大型ごみシール1枚500円)		直接搬入の場合①～③ (10kgごと100円)		
地区ごとで大型ごみ専用として指定された場所と日時に収集		依頼者が申し込みをして、直接、環境センターへ搬入		
収集の申し込み		搬入の申し込み		
申し込みをする	①環境センター(☎0573-62-0085) 各総合事務所、各地域事務所(中津事務所を除く) 環境政策課(☎0573-66-1111) 受付日 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 受付時間 8:30～17:15まで(搬入できる時間 8:45～16:30)			申し込みをする
	②申し込みをするとき、次の事をお伝えください。 ◆住所・氏名・電話番号・ごみの種類と数 ◆ごみの排出方法(直接搬入or収集希望) ◆ごみの排出予定日 ◆シールの受取り場所(収集希望の場合) 受付番号を控えてください。			
	③申し込みの際に、大型ごみ専用ステーションの場所・日にち・出す時間を確認してください。			
	④シール取扱場所で受付番号を伝え、シールを購入し、貼付してください。			
シールを購入する		③環境センター受付で番号を告げて計量してください。		
シールを購入場所		環境センターに直接搬入してください		
市役所環境政策課、にぎわいプラザ、各総合事務所、各地域事務所、中央公民館、一部の指定取扱店				
⑤シールは必ず排出する大型ごみに貼り付けて、③の指示通りに出してください。		中津川市環境センター 		
注意:日にちや時間を間違えて収集ができなかった場合は、出した方に引き取りしてもらいます。				
シールを貼り、大型ごみを出す				



▶ 大型ごみの出し方

最大サイズ140cm×90cm×200cm
角材・丸太10cm×10cm×100cm
竹8cm×8cm×40cm

区分	品目
家具類	たんす、ソファ、下駄箱、本棚、いす、戸棚・衣装箱など
スポーツ用品	スキー板・スノーボード、ゴルフバッグなど(金属ははずして「燃えないごみ」に出してください。)
鋼製品	自転車、机(金属製)、いす(金属製)、整理棚(金属製)、一輪車、金属家具類など
家電製品	電子レンジ、マッサージチェア、ファンヒーター、ホームベーカリー、もちつき機など
その他	じゅうたん・カーペット(電気カーペット除く)、布団・毛布(電気毛布除く。たたんで縛って出してください。)、畳、座布団、木材板、学習机、シルバーカー・乳母車、キッチンワゴン、石油ストーブなど

※電池を使用している場合は、取り外して有害ごみに出してください。

▶ ごみ収集袋

指定取扱店(スーパー、コンビニエンスストア、雑貨店など)で購入してください。

収集袋	種類	金額
燃えるごみ収集袋	大	450円(10枚入)
	中	300円(10枚入)
	小	180円(10枚入)
燃えないごみ収集袋	大	450円(10枚入)
	中	300円(10枚入)
	小	180円(10枚入)

▶ 大型ごみシール

市役所環境政策課、にぎわいプラザ、各総合事務所、各地域事務所、中央公民館、一部の指定取扱店で購入してください。

大型ごみシール	500円(1枚)
---------	----------

▶ ごみ処理手数料

環境センターへの直接搬入手数料は次のとおりです。

単位	処理手数料
10kg	100円(10kgまでは100円、10kgを超えるときは10kgごとに100円の増)

▶ 資源ごみの出し方

中身を出して、水洗いしてから出してください。

区分	品目	コンテナ
カン類	「アルミ」、「スチール」マークのついた缶、一斗缶(半分以下に切って出してください。そのまま出す場合は「燃えないごみ」で出してください。)	「黄色」または「カン類」表示のコンテナに入れてください。
ビン類	茶、透明、青・黒・緑のビン(キャップを外して、中を水洗いする。キャップは「燃えるごみ」「燃えないごみ」に分けて出してください。)	「水色」または「ビン類」表示のコンテナにそれぞれの色に分けて入れてください。
ペットボトル	PET1マークの付いたペットボトルです。キャップ、ラベルは外して燃えるごみへ出してください。水洗いし、軽くつぶして出してください。	「紺色」または「ペットボトル類」表示のコンテナに入れてください。



ごみ



▶ 硬質ごみの出し方

区分	品目	コンテナ
鉄塊類	鉄アレイ、ダンベル	「黒色」または「硬質類」表示のコンテナに入れてください。
工具類	ドライバー、スパナ、ペンチなど	
パイプ類	モップの柄など厚さ3mm以上のもの	
電線・導線	針金、電気コード	
鋼板類	くわ、鎌、備中など(柄は外してください)	
鉄筋類	径11mm以上のもの	

▶ 有害ごみの出し方

品目	コンテナ
スプレー缶、カセットボンベなど ※必ず穴を開けて、ガス抜きをしてください。	「赤色」または「有害類」表示のコンテナに入れてください。
ガスライター ※使用済みのもののみ出してください。	
蛍光灯、水銀体温計、血圧計(水銀使用のもの)など	
電池類(乾電池、リチウム電池など)	

▶ リサイクルボックスを利用して、資源の有効活用を

家庭から出る紙類などが資源回収に出せなかった、あるいは保管しきれない量になった場合にご利用ください。各地域事務所などに設置してあります。

搬入できる物	新聞、雑誌、段ボール、その他の紙(空き箱など)、牛乳パック ※汚れた牛乳パックは燃えるごみに出してください。
--------	---

▶ 衣類・布類の回収を行なっています

回収場所	リサイクルセンター
時期	月～金 8:45～16:30(祝日・年末年始を除く)
出せるもの	衣類全般(次に使う人が気持ちよく使用できる程度のもの)、毛布、シーツ、タオルなど(必ず洗濯をしたもの)
出せないもの	汚れがひどいもの、強いにおいがついたもの、穴のあいたもの、裁断されたもの、作業着・制服全般、布団、じゅうたん、カーテン、くつ下など
注意点	中身が見えるビニール袋に入れて出してください。

▶ 家電リサイクル法対象品

不要となったP.86の家電5品目は、家電量販店または買い換えする家電販売店での引取りをおすすめします。「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要となります。



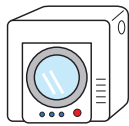
ごみ

家電5品目

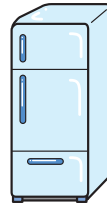
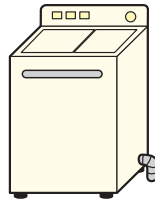
テレビ



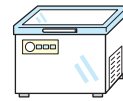
衣類乾燥機



洗濯機



冷蔵庫・冷凍庫



エアコン



パソコンのリサイクル

パソコン

PCリサイクルマーク



<メーカーによる回収>

メーカーに連絡して処理の申し込みをしてください。(PCリサイクルマークのついていない製品は有料回収になります。)

ゆうパック伝票が届きますので、最寄の郵便局へ持ち込むか、戸口回収の依頼をしてください。

<宅配業者による回収>

市の連携事業者「リネットジャパン(株)」が、指定した日時に宅配業者が自宅までパソコンを含む小型家電の回収をするサービスを行なっています。回収品目にパソコン本体を含む場合は、回収料金が無料となります。

回収申し込みは、リネットジャパン(株)のホームページから行なってください。

URL <https://www.renet.jp/>

問い合わせ先: リネットジャパン(株)

☎0570-085-800 (受付時間10:00~17:00)



引き取りできないごみ

区分	品目	処理方法
毒性ごみ	塗料や農薬、薬品 ※液体や粉類は一切引き取りできません。	販売店・製造業者に相談してください。
危険性ごみ	ガソリン・灯油、消火器、ガスボンベ、その他溶剤・シンナーなど	
医療用器具	注射器、注射針など医療用器具	処方している病院に相談してください。
農林業用具など	農林業器具類、農業用ビニールシート、農業用マルチ、草刈機など	購入先・廃棄物処理事業者に相談してください。
自動車部品	自動車・オートバイなどの部品(マフラー、タイヤ、ホイールなど)	販売店・廃棄物処理業者・修理業者に相談してください。
土砂類	砂・土、石・レンガ、瓦、コンクリート塊、灰など	廃棄物処理事業業者へ相談してください。
その他	耐火金庫、電気カーペット・電気毛布、ウオーターベッドなど	

分類をまちがいやすいごみです。ご注意ください

燃えないごみ



電球

有害ごみ



蛍光灯



使い切ってから、穴を開けてガス抜きをしてください。
必ず風通しのよい屋外で行なってください。

スプレー缶

大型ごみ



石油ストーブ
ファンヒーター
電子レンジ

50音別ごみ分別検索



地区別収集日検索





住まい



1 空き家

事業名	内容	補助金額	問い合わせ先
空き家情報バンク	利活用可能な空き家情報(空き家情報バンク)を利用希望者へ提供します。		定住推進課 (移住定住相談窓口) ☎0573-67-8878
空き家家財道具等 処分費補助事業	市内の空き家の家財道具等を処分し、空き家情報バンク等に登録する方へ、処分等に要した費用の補助を行います。	ごみ等の処分に要した費用の1/2 最大10万円	定住推進課 ☎0573-66-1111
空き家再生 リフォーム事業	市内の空き家を賃貸住宅として活用する方へ、リフォーム工事費用の一部を補助します。	リフォーム工事費用の1/2 最大40万円	



2 新築

事業名	内容	補助金額	問い合わせ先
中津川市東濃松と飛騨の杉の家づくり支援事業	中津川市および高山市の両市産材を使用した木造建築物の建築主に対し、補助を行います。	中津川市および高山市 両市産材の使用量1立方メートル当たり20,000円	林業振興課 ☎0573-66-1111

新婚、子育て世帯の住宅取得に関する支援は→ P43を参照してください。
市営住宅への入居をお考えの方は→ P46を参照してください。



住
まい



③ ゼロカーボンシティ推進補助制度

環境政策課

豊かな自然エネルギーを活かしたゼロカーボンシティの実現を目指し、地球温暖化対策設備等の導入と利用の促進を図るための補助制度です。

対象

市内で補助対象設備等を設置(工事)または導入する市民、法人、団体など

補助対象設備等	交付額	主な補助条件
太陽光発電システム	1kW当たり1万円 ※上限4kW	・1kW当たりのシステム価格(税抜き)が30万円を超えないもの ・発電出力が10kW未満のもの ・当該年度にシステムの設置(電力会社との電力受給契約)が完了するもの ・連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるシステム ・自らが居住する市内の個人住宅(別荘を除く)に設置するもの
蓄電システム (蓄電池)	1kWh当たり1万円 ※上限10kWh	・一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された定置用の蓄電システム ・同一年度内に設置、または既に設置した太陽光発電システムまたは燃料電池システムと連携しているもの ・自らが居住する市内の個人住宅(別荘を除く)に設置するもの
燃料電池システム (エネファーム)	1基につき10万円	・一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録されたシステム ・寒冷地仕様のもの ・自らが居住する市内の個人住宅(別荘を除く)に設置するもの
V2H充放電設備	1基につき10万円	・一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象V2H充放電設備として登録された設備
次世代自動車 (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)	1台につき10万円	・一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象車両に登録された車両 ・補助年度の4月1日以降に新車登録をし、自動車検査証の仕様の本拠の位置が「中津川市」のもの
小水力発電システム	設置に要した費用(税抜)の1/3以内の額 ※上限15万円	・水の落差を利用して発電するシステムで、市内に設置するもの ・発電出力が200kW未満のもの ・関係する地域において説明会を行うとともに、書面により地域からの同意が得られたもの
木質バイオマスストーブ	設置に要した費用(税抜)の1/3以内の額 ※上限5万円	・薪または木質ペレットを燃料として使用する暖房機 ・消防法や建築基準法等の関連法規に従った施行により設置するもの

※内容を変更・終了する場合があります。詳しくはお問い合わせください。



住まい





ペット



1 ペット

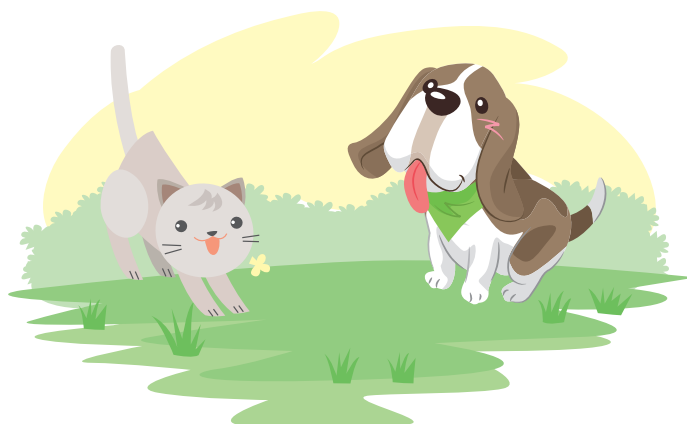
- ・ペットは家族です。誰もが気持ちよく生活ができるよう、家族としての責任を果たしましょう。
- ・できる限り自宅敷地内で糞や尿をさせるようにしてください。(散歩中の糞は持ち帰りましょう。)
- ・飼い犬には首輪を付け、所有者の明示をしてください。
- ・生後91日以上の子犬の飼い主には、犬の登録が義務付けられています。(狂犬病予防法第4条第1・2項)
また、交付された「鑑札」は犬の首輪につけておかなければなりません。(狂犬病予防法第4条第3項)

※狂犬病は犬だけの病気と思われがちですが、人間を含むすべての哺乳類に感染します。病原体(狂犬病ウイルス)は、狂犬病にかかっている動物の唾液に含まれ、その動物にかまれると発病します。発病したら100%死亡するという恐ろしい病気です。

日本にも色々な動物が輸入されているので、いつ発生するかも分かりません。

ただし、予防注射さえきちんと打てば予防できる病気です。大切な愛犬のためにも忘れずに毎年受けましょう。

このようなとき	内容	問い合わせ先
犬を飼ったとき	生後91日以上の子犬を飼ったときは必ず登録してください。 年1回の狂犬病予防注射を受けてください。	健康医療課 ☎0573-66-1111 各総合事務所 ☎ P26をご覧ください
犬が死亡したとき 犬の飼い主が変わったとき	「犬の死亡届」や「犬の登録変更届」の提出が必要になりますので手続きをしてください。	健康医療課 ☎0573-66-1111 各総合事務所 ☎ P26をご覧ください
犬が飼えなくなったとき 野良猫で困ったとき	保健所に相談してください。	恵那保健所 ☎0573-26-1111
猫の不妊去勢手術	市内に生息する猫の不妊去勢手術費用を補助します。 (補助金申請の手続きが必要です。)	政策推進課 ☎0573-66-1111
ペットの火葬	環境センターで火葬できます。 (お申し込みが必要です。) 手数料 個別:1匹 7,000円 合同:1匹 1,000円	環境センター ☎0573-62-0085





水道・下水道



1 上下水道

図 上下水道料金センター(☎0573-62-1285) / 水道課 / 下水道課 / 各総合事務所

水道・下水道に関する届出

このようなとき	ここへ
水道・下水道を新たに引くとき	水道課・下水道課
上下水道の改造・修理のとき	
水道が出ないとき・水道が濁ったとき	水道課
漏水しているとき	水道課・下水道課
合併浄化槽を設置したいとき	下水道課

このようなとき	ここへ
アパートの転入・転出のとき	上下水道料金センター(健康福祉会館1階) 各総合事務所 ※アパートの転入・転出など所有者変更を伴わない使用者の名義変更はお電話または市ホームページからもお手続きができます。 電話受付(☎0573-62-1285)
所有者・使用者の名義変更のとき	
水道、下水道を廃止・休止するとき	
し尿の汲み取りを依頼したいとき	汚泥処理センターアクアクリーン中津川(☎0573-76-3002)





水道・下水道

蛭川 ☎0573-45-2211

地域
事務所

中津 ☎0573-66-1111
苗木 ☎0573-66-1301

坂本 ☎0573-68-2001
落合 ☎0573-69-3201

阿木 ☎0573-63-2001
神坂 ☎0573-69-4111

水道を新たに引くとき

水道管が埋設してあるなどの条件が必要となります。受付窓口にご相談してください。申請と工事は市指定給水装置工事事業者に依頼してください。申請承認後、分担金の支払いが必要となります。分担金は引込口径によって異なります。

※市指定給水装置工事事業者と分担金は市ホームページをご覧ください。

水道を改造・修理のとき

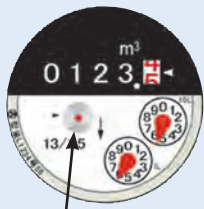
宅内の給水管改造の申請と工事は、市指定給水装置工事事業者に依頼してください。また漏水の修理でも、市指定給水装置工事事業者に依頼してください。

(漏水の確認方法)

前回に比べて水道の使用水量が大量に増えたようなときは、地下や床下など見えないところで漏水している可能性があります。次のような手順で調べてください。

①家中の蛇口を全部閉める。

②水道メーターのパイロットマーク(右写真)を調べる。もし少しでも回っていたらどこかで漏れています。すぐに、市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。



パイロットマーク

下水道を新たに引くとき

下水道に接続しようとするときは、供用開始されている地区かどうか、受付窓口までお問い合わせください。また、負担金(分担金)の支払いが済んでいるかどうかを確認してください。接続可能な場合は、市排水設備指定工事店に申請と工事の依頼をしてください。

※指定工事店および負担金(分担金)は市ホームページをご覧ください。

上下水道料金のお支払いについて

口座振替をご利用いただくと便利です。納付書でお支払いの場合は、納付書に記載のある市内の金融機関、コンビニエンスストアまたは上下水道料金センター窓口での納付か、スマートフォン決済をご利用ください。(➡ P69口座振替・スマートフォン決済をご参照ください。)

上下水道料金の詳細については、市ホームページをご覧ください。

水洗便所等改造資金融資あっ旋と利子補給制度

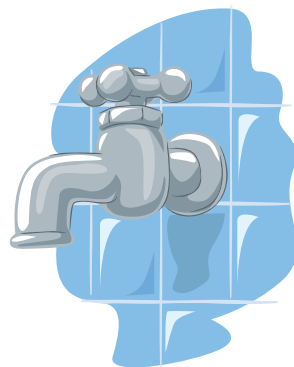
下水道への切替工事や浄化槽工事を行うには、資金が必要となります。そのための融資あっ旋と利子補給を市が行います。(下水道切替工事は供用開始後3年以内に行われる工事が対象となります。)

融資あっ旋	130万円まで
融資利息	年6%以内
償還期間	4年以内
償還方法	元金均等償還、毎月割賦償還
利子補給	当初借入金100万円までの利子相当分を毎年1回、12月に補給

家庭用合併処理浄化槽整備事業補助金

生活排水による中小河川などの汚れをなくすため、家庭から出る全ての污水(台所、風呂、トイレなど)を処理する合併処理浄化槽を設置される家庭に予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象地域	公共下水道事業計画区域、特定環境保全公共下水道事業計画区域、農業集落排水計画区域以外の区域
補助金の申し込み	申し込みは随時受け付けていますが、状況によっては順番待ちとなる場合があります。 詳しくは下水道課までお問い合わせください。





公共施設一覽



1 博物館・美術館

6館共通

鉱物博物館、子ども科学館、
苗木遠山史料館、
中山道歴史資料館、
東山魁夷心の旅路館、
熊谷樞つけちギャラリー

開館時間:9:30~17:00(入館は16:30まで)
休館日:毎週月曜日(祝日の場合は翌日)・12月27日~1月5日
東山魁夷心の旅路館 毎週水曜日(祝日の場合は翌日)・12月27日~1月5日
熊谷樞つけちギャラリー 毎週月~木曜日・12月27日~1月5日

入館料:

	入館料	共通年間パスポート	※パスポートは発行から1年間有効 ※中学生以下は無料 ※()内は10人以上の団体料金
一般 (団体)	330円 (270円)	1,650円	

鉱物博物館

〒508-0101 苗木639番地の15

☎0573-67-2110 FAX.0573-67-2191

長島乙吉氏、長島弘三博士寄贈の鉱物コレクションを中心に、鉱物や地質などを楽しくわかりやすく紹介。

日本三大ペグマタイト産地である苗木地方ならではの博物館です。



子ども科学館

〒508-0011 駒場1657番地の1

☎0573-66-9090 FAX.0573-66-9171

電気、光、力、音などの原理を体験しながら楽しく学べます。流れ星や神秘的なオーロラを観ることができるミニプラネタリウムがあります。光ファイバー研究の第一人者、名誉市民末松安晴博士の顕彰室を設置しています。



東山魁夷心の旅路館

〒508-0501 山口1番地15

☎0573-75-5222 FAX.0573-75-5225

道の駅「賤母」に隣接して建てられた東山魁夷心の旅路館は、現代日本画壇を代表する画家東山魁夷が、青春時代の思い出の地である旧山口村に寄贈した版画作品などを展示しています。



苗木遠山史料館

〒508-0101 苗木2897番地の2

☎0573-66-8181 FAX.0573-66-9290

中世・戦国時代から明治時代初期に至る、苗木藩の歴史的な文化遺産を保存・公開する史料館です。

苗木遠山家の資料を中心に、苗木藩と苗木城に関わる貴重な資料を展示し、関連する資料の調査・研究も行なっています。



中山道歴史資料館

〒508-0041 本町二丁目2番21号

☎0573-66-6888 FAX.0573-66-7021

中津川市の歴史資料である重要な古文書等の記録類を継続的に収集・保存し、市民共有の記録遺産として永く後世に伝えとともに、その収蔵資料を広く公開しています。



熊谷^{かや}樞つけちギャラリー

〒508-0351 付知町4956番地52

☎0573-82-4911 FAX.0573-82-4911

熊谷守一の次女、画家・熊谷樞の作品などを展示するほか、地域ゆかりの画家の企画展を開催しています。





2 図書館

市立図書館(中央館)

〒508-0038 新町2番34号(中津川市ひと・まちテラス内)
※令和5年7月15日以降の所在地です。

☎0573-66-1308 FAX.0573-66-6256

開館時間	平 日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～18:00	
休 館 日	月曜日(月曜日が国民の祝日にあたる場合は翌日の火曜日)、12月28日～1月4日 月末日(月末日が土・日・月曜日、国民の祝日の場合は直前の平日) 蔵書点検期間(5日間以内)	
貸出期間	15日間	
貸出冊数	種類	貸出冊数
	本・雑誌	無制限
	紙芝居	5冊まで
	ビッグブック(大型絵本)	1冊まで
	AV資料	2点まで

※休館日は変更になる場合があります。
※貸出期間および冊数は全館共通です。

蛭川済美図書館(地域館)

〒509-8301 蛭川2178番地2

☎0573-45-2003 FAX.0573-45-3662

開館時間	月曜日~金曜日 9:30~18:00 土曜日 9:00~17:00
休館日	毎週日曜日、12月28日~1月4日 国民の祝日 蔵書点検期間(3日間以内)

フロアーにはじゅうたんを敷き詰め、小さなお子さんや子ども連れの方たちが座って気軽に本などを読めるようになっています。

本を借りるには

借りたい資料と中津川市立図書館利用カードをカウンターまでお持ちください。

中央館のみセルフ貸出機で貸出手続きをしてください。

利用カードを作るには

本人確認のため運転免許証・保険証・学生証などを持参し、カウンターで手続きをしてください。市外の方でもカードを作ることができます。

本を返すには

返却ポストへお返しください。返却ポストを設置していない場合は、カウンターへお返しください。

なお、CDなど破損の恐れのあるもの、市外の図書館から借りた資料は、開館時にカウンターへお返しください。

見たい資料が貸出中、または所蔵されていないとき

貸出中の場合は、予約することができます。

また、市内の図書館、公民館図書室・図書コーナーで所蔵していない資料は、市外の図書館から借りるなど、できるだけご要望にお応えします。

インターネットサービス

市内の図書館、公民館図書室・図書コーナーにある本の検索や予約ができます。

また、現在借りている本を確認したり、図書館に来館することなく貸出期限を延長することができます。借りた本の記録を残すこともできます。

配本サービス

市内のどこの図書館、公民館図書室・図書コーナーでも、貸出・返却ができます。



公民館図書室・図書コーナー

名称	電話	開室時間	休室日
山口公民館図書室	0573-75-2126	9:00～20:00	12月27日～1月5日
坂下公民館図書室	0573-75-3115	9:00～20:00	12月27日～1月5日
川上公民館図書室	0573-74-2111	9:00～20:00	12月27日～1月5日
加子母公民館図書室	0573-79-2111	8:30～20:00	12月27日～1月5日
付知公民館図書室	0573-82-3023	9:00～20:00	12月27日～1月5日
福岡公民館図書室	0573-72-2144	9:00～20:00	12月27日～1月5日
苗木公民館交流スペース	0573-66-6606	開室時間・休室日は各公民館にお問い合わせください。	
坂本公民館図書コーナー	0573-68-2001		
落合公民館図書コーナー	0573-69-3201		
阿木公民館みちくさ図書室	0573-63-2001		
神坂公民館図書コーナー	0573-69-4111		



3 公民館

生涯学習スポーツ課

名称	所在地	電話	開館時間
中央公民館	〒508-0041 本町二丁目3番25号	0573-66-4141	9:00～21:30 (あらかじめ使用申込みのないときは、20:00まで) ただし、中央公民館のみ毎月第3火曜日の開館時間は、18:00～21:30
苗木公民館	〒508-0101 苗木7516番地の1	0573-66-6606	
坂本公民館	〒509-9131 千旦林1197番地の10	0573-68-2001	
落合公民館	〒508-0006 落合728番地の2	0573-69-3201	
阿木公民館	〒509-7321 阿木27番地の1	0573-63-2001	
神坂公民館	〒508-0007 神坂294番地の2	0573-69-4111	9:00～22:00 (あらかじめ使用申込みのないときは、20:00まで)
山口公民館	〒508-0501 山口1616番地3	0573-75-2126	
坂下公民館	〒509-9232 坂下820番地1	0573-75-3115	
川上公民館	〒509-9201 川上1427番地6	0573-74-2111	
加子母公民館	〒508-0421 加子母3519番地2	0573-79-2111	
付知公民館	〒508-0392 付知町4956番地43	0573-82-3023	
福岡公民館	〒508-0203 福岡716番地2	0573-72-2144	
蛭川公民館	〒509-8392 蛭川2198番地1	0573-45-2211	

休館日 12月27日～1月5日



4 文化施設

文化振興課/生涯学習スポーツ課

名称	所在地	電話	休館日
東美濃ふれあいセンター	〒509-9132 茄子川1683番地の797	0573-68-8000	火曜日、 12月29日～1月3日
中津川文化会館	〒508-0045 かやの木町2番2号	0573-66-4011	月曜日、 12月29日～1月3日
アートピア付知交芸プラザ	〒508-0351 付知町4956番地52	0573-82-3939	
明治座	〒508-0421 加子母4793番地2	0573-79-3611	12月29日～1月3日
常盤座※	〒508-0204 高山1026番地1	0573-72-2144	
馬籠ふるさと学校	〒508-0502 馬籠4797番地230	生涯学習スポーツ課 0573-66-1111	12月27日～1月5日

各施設の使用申込は直接施設に電話してください。

※常盤座の問い合わせ先は福岡公民館です。

5 観光施設

施設名称	施設の概要	問い合わせ先
付知峡倉屋温泉 おんぼいの湯	温泉、食事	☎0573-82-5311
ふれあい牧場	食事、動物とのふれあい	☎0573-69-4822
中の島公園 ふれあいの里	コテージ、キャンプ、体験実習、料理体験	☎0573-63-2880
阿木川湖パターゴルフ場	パターゴルフ	☎0573-63-3070
椈の湖ふれあい村 (オートキャンプ場等)	ウッディハウス、トレーラーハウス、テントサイト、バーベキューハウス	☎0573-75-3250
夕森渓谷キャンプ場	バンガロー、テントサイト	夕森渓谷総合案内所 YOU遊館(夕森公園) ☎0573-74-2144
福岡ローマン渓谷オートキャンプ場	バンガロー、テントサイト、ロッジ、バーベキュー場	☎0573-72-3654
道の駅「賤母」	食事、特産品販売 ※「東山魁夷心の旅路館」隣接	☎0573-75-5255
道の駅「きりら坂下」	食事、特産品販売	☎0573-70-0050
道の駅「五木のやかた・かわうえ」	特産品販売、手機織り体験	☎0573-74-2376
道の駅「加子母」	食事、特産品販売	☎0573-79-3319
道の駅「花街道付知」	食事、特産品販売	☎0573-82-2000



6 スポーツ・レクリエーション施設

施設名称	施設の概要	問い合わせ先
中津川公園(茄子川)	テニス(砂入り人工芝)、陸上(3種公認)、サッカー、野球(両翼100m・中堅120m)、ソフトボール、スケートボードなど	テニスコート ☎0573-68-8008 競技場・多目的広場 ☎0573-68-8005 野球場 ☎0573-64-9840 スケートパーク ☎0573-68-8000
東美濃ふれあいセンター(茄子川)	多目的アリーナ(バレー、バスケットなど)	☎0573-68-8000
苗木公園	テニス、野球	中津川市トレーニングセンター ☎0573-67-2128
根の上高原体育施設	バドミントン、ソフトバレー、卓球など	生涯学習スポーツ課 ☎0573-66-1111
中津川市サンライフ(手賀野)	体育室(バレー、バスケットなど)、トレーニング室	中津川市サンライフ ☎0573-66-1357
中津川市サンライフ分館	剣道、空手など	
市民運動場(手賀野)	野球、ソフトボールなど	
北部グラウンド(千旦林)	ソフトボール、サッカーなど	
馬籠総合グラウンド	野球、ソフトボール、サッカーなど	生涯学習スポーツ課 ☎0573-66-1111
馬籠ふるさと学校 アリーナ	バドミントン、ソフトバレーなど	
椈の湖総合グラウンド	野球、ソフトボール、サッカー、陸上など	椈の湖ふれあい村 ☎0573-75-3250
川上運動公園	テニス、野球、ソフトボール、サッカー、弓道	川上総合事務所 ☎0573-74-2111
付知グラウンド	野球、ソフトボールなど	付知B&G海洋センター ☎0573-82-2005
付知中央河川公園	サッカー、テニス、パターゴルフ	
福岡北グラウンド	野球、ソフトボール、サッカーなど	福岡B&G海洋センター ☎0573-72-2654



施設名称	施設の概要	問い合わせ先
蛭川運動公園	テニス、野球、ソフトボールなど	蛭川総合事務所 ☎0573-45-2211
蛭川ひとつばたご広場	屋根付き多目的運動場	
北部体育館(千旦林)	バレー、バドミントン、卓球など	生涯学習スポーツ課 ☎0573-66-1111
中津川市トレーニングセンター(苗木)	バレー、バドミントン、卓球、研修室	☎0573-67-2128
坂下総合体育館(河川公園含む)	バレー、バスケット、バドミントン、卓球、剣道、柔道、トレーニング室、テニス、ゲートボール	☎0573-75-3335
加子母ふるさと体育広場	野球、ソフトボールなど	加子母総合事務所 ☎0573-79-2111
加子母ふるさと総合体育広場	野球、ソフトボール、サッカー、陸上など	
市民プール(駒場)	夏期のみ開設の50mプール(幼児、低学年用あり)	生涯学習スポーツ課 ☎0573-66-1111
坂下プール	夏期のみ開設の25mプール(無料)	坂下総合事務所 ☎0573-75-2111
川上保健福祉施設かたらいの里	温水プール、温泉(鶴寿の湯)	☎0573-74-0123
福岡健康増進施設ほっとサロン	温水プール、温泉(満天星温泉)	☎0573-72-4126
加子母B&G海洋センター	多目的ホール、卓球、剣道、プール(6～9月)	☎0573-79-3260
付知B&G海洋センター	多目的ホール、卓球、剣道、柔道、プール(6～9月)	☎0573-82-2005
福岡B&G海洋センター	多目的ホール、卓球、剣道、柔道、プール(6～9月)	☎0573-72-2654
弓道場(手賀野)	弓道	生涯学習スポーツ課 ☎0573-66-1111
加子母弓道場	弓道	加子母総合事務所 ☎0573-79-2111
阿木川湖パターゴルフ場	パターゴルフ	☎0573-63-3070
福岡グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ	福岡B&G海洋センター ☎0573-72-2654
福岡マレットゴルフ場(見晴の郷)	マレットゴルフ	
落合石畳マレットゴルフ場	マレットゴルフ	

7 その他の施設

施設名称	施設の概要	問い合わせ先	休館日
中津川市にぎわいプラザ	貸会議室、多目的ホール ※	にぎわいプラザ サービスコーナー ☎0573-66-1111	12月29日～1月3日 2月第3日曜日
中津川市ひと・まちテラス	貸会議室、図書館、子育て支援センター	総合案内 ☎0573-66-1111	12月29日～1月3日 施設点検日

※令和5年度中に貸し出しを中止する予定です。

8 高等学校・大学

施設名称	所在地	電話番号
岐阜県立中津高等学校	〒508-0001 中津川1088番地の2	0573-66-1361
// 中津商業高等学校	〒508-0011 駒場1646番地	0573-66-1358
// 中津川工業高等学校	〒509-9131 千旦林1521番地の3	0573-68-2115
// 坂下高等学校	〒509-9232 坂下624番地1	0573-75-2163
中津川市立阿木高等学校(昼間定時制)	〒509-7321 阿木119番地	0573-63-2243
中京学院大学	〒509-9195 千旦林1番地の104	0573-66-3121